

平成28年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年9月7日（水曜日）午前10時開議

日程第1 市政一般質問

19番 若松東征議員

1. 平成28年度市政運営方針について
2. 地域おこし協力隊について

23番 平山啓子議員

1. 市民サービスの一環として（証明写真機の設置について）
2. 魅力ある図書館をめざして
3. 参議院選挙を振り返って

4番 齊藤誠之議員

1. 選挙権年齢改正に伴う選挙投票率の向上について
2. 那須塩原市の樹木整備について
3. 財源確保のために“ふるさと納税”の積極活用を

22番 玉野 宏議員

1. 共生社会を目指して

出席議員（25名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	21番	相馬義一	議員
22番	玉野宏	議員	23番	平山啓子	議員
24番	植木弘行	議員	25番	人見菊一	議員
26番	中村芳隆	議員			

欠席議員（1名）

20番	山本はるひ	議員
-----	-------	----

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	菊地富士夫	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部 部長	藤田恵子	子育て支援課 課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久利生元
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	邊見修	水道課長	釣巻正己
教育部長	伴内照和	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	稲見一志

農業委員会
事務局 佐藤 章
塩原支所 印南 良夫

西那須野 関谷 正徳
支所 長

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡邊 秀樹
課長補佐兼
議事調査係長 福田 博昭
議事調査係 室井 良文

議事課長 増田 健造
議事調査係 長岡 栄治
議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中村芳隆議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。

20番、山本はるひ議員より欠席する旨の届け出があります。

◎議事日程の報告

○議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

○議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

◎答弁の訂正

○議長（中村芳隆議員） ここで、教育長より発言があります。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） おはようございます。

冒頭、おわび申し上げます。

昨日、星宏子議員の質問に対する答弁の中で、地域コーディネーターの育成に関するところでふるさと応援隊というふうに申し上げてしまいましたが、正しくは地域おこし協力隊でございましたので、訂正をさせていただきます。大変失礼いた

しました。

◇ 若松東征議員

○議長（中村芳隆議員） 初めに、19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） おはようございます。

議席番号19番、若松です。

きょう初めての第1回目の質問に入らせていただきます。

平成28年度市政運営方針について。

君島市長は、平成28年第2回市議会定例会の開会に、市政運営に対する所信の一端を述べた中に、基本姿勢、予算編成の基本的な考え方、平成28年度の主要事業と大きく3つの内容が示されているが、以下の点について具体的な内容と進捗状況をお伺いいたします。

(1)基本姿勢についてお伺いいたします。

①那須塩原市に住み、生活する皆さんを一番に考える市民優先の市政運営についてお伺いいたします。

②国や県との関係を大事に、近隣市町とも手を携え、しっかりとしたきずなで結ばれた市政運営についてお伺いします。

③公平公正で健全な市政運営について。

(2)予算編成の基本的な考え方についてお伺いします。

小中学校へエアコンの設置などの公約事業、新規施策的経費について伺います。

(3)平成28年度の主要事業について伺います。

①市民とともに歩む那須塩原市について。

②安心して暮らせる那須塩原市について。

③国と県との太いパイプ役でつながった那須塩原市について。

④元気な那須塩原市について。

⑤人と人が支える那須塩原市についてを伺います。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） おはようございます。

若松東征議員の平成28年度市政運営方針についての質問に順次お答えをしてみたいと思います。

(1)から(3)につきましては関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

初めに、基本姿勢についてであります。私の公約であります市民優先、国や県、近隣市町との連携、公平公正を旨とし、市政の運営に臨んでいくところでございます。

そのような中で、これらの基本姿勢に基づき、予算に計上した公約事業を含む主要事業の内容と進捗についてであります。まず、①の市民とともに歩む那須塩原市について、これまで進めてまいりました施策の大きな転換の一つであります新庁舎の建設時期の延期は、東京オリンピック以降の着工を原則とし、合併特例債の発行可能期間を視野に入れ、市民の皆様の声聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、市が所有する公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針であります公共施設等総合管理計画につきましては、今年度中の完成を目標に現在、策定作業を進めているところでございます。

次に、②の安心して暮らせる那須塩原市についてであります。移動手段の確保が困難な高齢者を対象とした高齢者外出支援タクシー料金助成事業については、8月から利用券の配布を開始し、

9月から高齢者の皆様にご利用をいただいているところでございます。

また、チャイルドシート購入や予防接種などに利用できる子育て応援券や、子育て世代の応援や地元産農作物の消費拡大等を目的とした初めてのふるさとごはん事業を既に実施しているところであります。

次に、③の国、県との太いパイプでつながった那須塩原市についてですが、近隣市町との連携、広域連携については那須地域定住自立圏構想や八溝山周辺地域定住自立圏構想において、それぞれ共生ビジョンに基づき取り組んでいるところであり、引き続き地域特性を最大限に生かし、定住人口や交流人口の増加に向け連携を図ってまいりたいと考えております。

また、国や県との連携につきましても、信頼関係とつながりをさらに深めるように努めております。

次に、④の元気な那須塩原市についてですが、創業支援事業についてはチャレンジショップや創業を支援する勉強会等を開催しており、また観光誘客数の増加を目指し、首都圏向けの観光プロモーションやインバウンド事業にも取り組んでいるところでございます。

さらに、那須塩原駅周辺地区都市再生整備計画事業につきましては、既に調査を進めているほか、小中学校へのエアコン設置についても設計業務に着手しており、今後、順次設置工事を行ってまいります。

最後に、⑤の人と人が支える那須塩原市についてですが、自治会の機能強化や活動内容の充実について支援をしており、地域の自主防災組織の強化につきましても、組織結成や資機材整備等の支援を行っているところでございます。

また、地方創生や定住促進を一層推進していく

ため、移住促進センターの機能強化やプロモーション活動の充実について、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 答弁ありがとうございます。

2回目の質問に入りますが、関連がありますので、一括して質問させていただきます。

るる、今、答弁をいただきましたが、新市長誕生してどのぐらいになるのかな、7カ月、8カ月ぐらいなと思うんです。その中で、なぜこの質問に入ったかという、市長を一生懸命応援したグループというのかな、何人かが、おまえ頼むよと来て、私、これ、どこかへ紛失しちゃったんですけれども、ちゃんととじて、アンダーを引いて持ってきたんです。こういうこと聞いてくれないかということで、こんな質問に入ったわけですが、ある程度、今、答弁で伺いましたが、大きな(1)の基本姿勢の中で、①那須塩原市に住み、生活する皆さんを一番に考える市民優先の市政運営ということで、ここに最初の市長の市政運営方針の中の説明は、これ、一般の方が見て、ちょっとつかみどころがないんですけどもということなので、今回こんな質問に入ってまいりました。

そこで、お尋ねいたします。

自分を磨き、地域で輝く人を全力で応援してまいりたいと考えていますということで、大体8カ月の間にそういうものが市長の目に入り、耳に入ったことがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 私が市長に就任をしましたのが1月22日でございます。もうはや8カ月ということになりました。

今のご質問の那須塩原市で輝いている人々、市民、たくさん私もお会いすることができました。農業に従事をしている方、商業で頑張っている方、それから工業関係、経営している方、そういった方々のやはり思いを、私は真摯に受けとめて、那須塩原市のこれからの行政運営にも生かしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） そうすると、多くの方々を見聞きして、じゃ、全力で応援と、ここに記載されておりますが、今までの8カ月の中に、すぐ自分を磨き、地域を輝く人という形の中で、何人かそういう方にお話を聞いたり、またこれを応援したいという考えが浮かんだのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり私が預かっておりますのは行政全般でございますので、個人的に思いを込めて支援をしていくということもなかなかできませんけれども、行政ができ得る範囲の中で積極的にご支援を申し上げたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 私、個人的に思うんですけれども、今現在、市役所職員が大体、市長を初めとして何名ぐらいいるのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 昨日の一般質問の中でもお答えをしましたとおり、28年4月現在で810名、職員が在籍しております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 810名という形で、その810名の中でやはり専門知識を持って、専門学

府を持って、私は行政に携わって、こういう道でこういうふうに頑張っていきたいという方も中にいると思うんですけども、そういうものを掘り起こし、次の那須塩原市がいい方向に進むよう努力していただきたいと思い、こんな質問をしました。

810人の中で、かなりの、私、そうですね、議員になる前からいろんなところを歩いていたときに、かなりおとなしい子なんだけれども、これはプロなんだよという子が、今どこへ行っているのかなと今追跡しているんですよ。ああ、いいところにいるなという、あの頃のあの若いお兄ちゃんが、ああ、ここに今いるんだという形の中にいますから、そういうものも以前の前市長には個人的に言って、適材適所になるような人を探して、そういう形で拾い上げて、そこに一つのプロジェクトをつくったらどうなんですかということをやったこともあります。

君島市長は、それなりに以前の市長を引き継いで、これからの大変な課題があると思うんです。そういうものをうまく、何ていったらいいのかな、いいことは引き継いで、悪いことは削除してもいいと思うんですけども、そんな形で進めていただきたいと思い、この件の質問は終わります。

続きまして、②の国と県との関係を大事に、近隣市町とも携える、しっかりとしたきずなで結ばれる市政運営とありますが、その中で市長が述べられた中で、国や県とのつながりをさらに深め、近隣市町とも連携し、県北の中心都市となるべくまちづくりを進めてまいりますと出ています。

その県北の中心都市として、君島市長誕生して8カ月と今聞きましたけれども、そういう中で、何を目指して、何を柱にしたいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 私が掲げてまいりました国、県、そして近隣市町との連携、これは那須塩原市にとりましても大変重要なことだと私は考えております。那須塩原市単独ではなかなか立ち行かないという状況が今ございます。国あるいは県の役割、そういったものをきちんと理解をした上で、必要なものについては国、県の協力を受けるというふうなものが、私は基本的に必要なんだろうというふうに思っているところであります。

それと、もう一つお話がありました県北の中心都市ということでもありますけれども、人口的にまじりません。11万7,000人という一番大きな人口を擁しているのが、この那須塩原市、我々の市でございます。人口だけではありませんが、当然ながら、やはり県北の中心となるべき要素を私はこの那須塩原は備えているというふうに思います。

そういった中で、これからどれだけ私がリーダーシップを発揮できるかにかかっているんだろうというふうに思いますので、大田原市、お隣の那須町さんとの連携をこれからも深めつつ、中心都市となるべく努力をしてみたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） そうすると、近隣市町村との連携を深めということなんですけれども、中心都市となる核というものが、もう市長に就任して8カ月、なぜこんなことを聞くかという、君島市長は本当に行政のプロフェッショナルといえるのかな、行政畑をずっと来て、副市長も務めて、私、副市長時代に市長のかわりにお願いに行つて、何かのボランティアに出してもらったこともありますから、そういういろんな形で地域に足をつけて、いろんなものを見て行動していることだと思いますので、さあ、県北の中心都市、そうす

ると、大田原、那須町で那須塩原ということなんですけれども、その魅力をどこにどういうふう
に持っていくのか、そういうものが市民は知りたい
というんですよね。

大まかに、ただ県北の中心都市、じゃ、その中心都市として魅力ある何を考えているんだかという
ことを8カ月の間に何か考えたんじゃないかな
と思うんです。その辺も、もし構想がありましたらお聞かせ願いたいと思う。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 具体的に申し上げますと差しさ
わりがある部分もありますので、まずひとつ私が
考えておりますのは、この県北、那須地域の中で、
これからの行政、そして市民生活の中で一番中心
になるのが那須塩原駅周辺であろうと考えます。

那須塩原駅周辺の再生整備事業、先ほども答弁
で申し上げましたが、計画に今着手をしていると
ころでございます。那須地区の中心というふうな
ものと、これをやはり具現化するためにこの計画
をきちんと策定をし、近隣の各市町との連携をさ
らに深めながら、あそこの広域の交流拠点、そう
いったものをまずひとつ大きな形で具体化してい
きたいというふうに考えているところであります。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 具体化するまでちょっ
と時間があるのかなと思ひまして、②は終わらせ
ていただきます。

③公正公平で健全な市政運営についてですが、
その中でも市長の説明の中に、こんなことがある
のかな、意見のこと、人や多くの皆さんの声を大
切にし、そして真摯に受けとめ、市民の立場に立
った公平公正で健全な市政運営についてと出てお
りますが、この辺も、もう8カ月たつと少しずつ、
何か見えるものが見えてきたのかなと思って、こ

の辺について、また2回目の質問でお伺いしたい
と思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 私が市長に立候補しますとき
に掲げました3つの柱のうちの1つが公平公正、
そして健全な行政運営を行いたいということでご
ざいます。

行政、特に市長は、市民の皆さんからお預かり
をする大切な税をきちんとした形で、これは使わ
なければなりません。これには私は全力で取り組
みたいというふうに思っております。透明性のあ
る市政運営、こういったものをこれからも心がけ、
市民の皆さんから信頼をいただけるような市政運
営、こういったものを目指していきたいと考えま
す。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 徐々にいろいろ固まっ
てくるのかなとは思いますが、その中でも
う1点、これも聞いてくれということなんですけ
れども、公平公正、健全な市政運営の中に、市民と
ともに歩む那須塩原市、安心して暮らせる那須塩
原市、ここにまた出てくる国と県と太いパイプで
つながる那須塩原市と、こういうふうに市長は進
めて説明しております、元気な那須塩原市とし、
そして人と人が支える那須塩原市、これら5つの
柱として掲げたとありますが、この辺を具体的に、
もうそろそろ見えるものが出てもいいんじゃない
かなと思うんですけれども、何か8カ月の間に、
じゃ、国と県との太いパイプでつながった那須塩
原市というのは、どういう形の行政サイドか。ま
たどういう形の、例えば土木事業であったり施設
であったり、そういうものがそろそろ固まってこ
ないと、あつという間の4年の1年は過ぎていっ
ちやうような気がするんですけれども、その点は

でしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 国と県との太いパイプ、これは具体的に何を指すのかというようなご質問だと思いますけれども、今現在、国あるいは県、私も那須塩原市が行政課題としておりますものについて、積極的にお話ができるような状況になりました。以前はなかったかと思いますが、そういった中で、市民が望む那須塩原市、そして私も考えている那須塩原市のそういった姿に向けた形で、国あるいは県の力、言いかえれば、これは財政的な問題が出てくるわけですが、そういったものを積極的にやはりお互いの気持ち、考え方をぶつけ合いながら那須塩原市のために私は持っていきたいというふうに考えております。

いろいろな形で、今まで国、県とのやはり連携といったものはあったわけではございますけれども、これをさらに強いものに私はしていきたいと考えております。それが将来的には那須塩原市の市民の皆さんのためになると私は考えているところであります。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） いまだにちょっとこの辺がもやもやという、今の台風13号がまた戻ってきそうな、これからこちら来るのかな、そんなようなもやの中にあるような中で、なぜかという、とにかくすごい810名の組織力のある社員、個人的に言うと社員なのかな、それを抱えて各部署があり、そういうものについて、私は県、国と太いパイプのつながりというのは、地域、市町村がある程度の計画とか、これをやってほしいとかというものに対しての補助金が出るんだか、また、太いパイプでつないだから、丸投げではないでしょうけれども、これだけ補助金やるから何かやれ

という、そんな安易な時代ではないのかなと思いますね。

今は、市町村が独自の計画を立て、それを県や国に要望しながら、それをチェック体制に入って、それが地方創生なのかなと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 100%、私どものほうの意向が国、県に通じると私も一切思っておりません。必要なものについては積極的に国、県に対してお話をしていく、そういった体制は必要だろうと思いますし、行政を運営するに当たって一番大切なのは、私はこの役所の中の職員の体制だと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、810名の職員が在職をしているわけでございます。おのおの有能な職員ばかりでございますし、仕事を遂行するのは職員なんですね。市長が1人で仕事ができるわけではありません。私の考えを職員の810名の皆さんにきちんと説明をし、理解をいただいた上で行政に当たっていくということでもあります。

私が就任しましたときに、就任式の中で申し上げましたのは、まず職場の環境をつくりたいと、仕事に対応できる、そういった職場環境をまずつくりたいんだというお話を申し上げました。

それともう1点、責任は私が全部受けるというお話をしましたので、職員は自信を持って仕事に当たっていただきたいという話をしたところです。これは今も変わっておりません。職員が仕事に十分に対応できるような環境をつくってまいりたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 今、市長の答弁でいただいた810名の部下を抱え、その職員が、十分に

仕事ができる体制をつくっていくというすばらしいお言葉を聞いて、そこでまた1点だけ質問させていただきます。

今現在、ある程度3つの本庁があって、西那須支所、それから塩原支所とありますね。議員は、先ほど市長が言われたように人口が11万7,000と、私は余りそういうの、ぴんと来ないんですけれども、足し算をしてくっつけた市なんですよ。昔、いろんなことで県に行ったり国に行ったりして、いろんなお話を聞いてきたら、どんな市でも足し算をしないで10万都市を超えればやっていけますよというようなお勉強会をしてきたこともあります。それが、今、どういうわけか2つの町と1つの市がくっついた11万7,000なんですよ。もとをただせば、全然人口がふえているわけでも何でもないんです。

その中で、一番今、市長が述べてくれたのは、これは職員が聞いてうれしいんじゃないかなと思うのは、ある部署を訪ねていくと、本当に椅子も動けない状態の職員もいます。そういうこともちゃんと見て、責任を持って、今、市長が言われたように、俺が責任でやるということの一喝を入れながら、100%職員が働ける環境をつくれればいいのかなと、私、見た感じで、市長はその点、どう思いますか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 先ほど、私、答弁したと思いますけれども、職員が十分に能力を発揮し、仕事に当たれる職場環境、そういったものをつくっていく。それは、先ほど申し上げたとおりでございますので、これからもこの考えは変わらずに進めてまいりたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 職場も、一応偉い方で

すから、なかなかそちらまで足を運ばないと思うんですけれども、もしどこかの会合で各支所を動いたときにちょっと激励を、職員に激励する気持ちでちょっと表だけじゃなくて、裏のほうものぞいてみると、そういう結果が出てくるのかなと、私個人で感じたことなんですけれどもね。

なぜ、そんなことを言うかということ、那須塩原の市民がいろんな要望と、こういうのを調べてくれるという形でフル回転で動いております。そうすると、意外な担当の場所にぶつかる時があるんですよ。そんなものも、今、市長が言われたことを実行に移してもらいたいと思い、この件は終わりたいと思います。

それで、さらに(2)の予算編成の基本的な考え方についてお伺いいたします。

この中で1つに絞ったわけなんですけれども、その中で、ちょっとこれ、議長にいらまれてとめられる可能性もあるんですけれども、そのときはそのときでいいです。道路整備や各種施設整備という形で予算計上という、る細かいことが書いてあるんですけれども、その辺がもし、この道路整備はもう8カ月たったからここは直したいとか、これはこうしたいとかという一つの案がありましたら、お伺いしたいと思います。なければいいです。

○議長（中村芳隆議員） 若松議員、通告は小学校エアコン設置と……

○19番（若松東征議員） それは、わかります。だから、今、とめられたらと断りましたからね、とめられたら引っ込めるから。

○議長（中村芳隆議員） じゃ、とめて、とめましょうね。

○19番（若松東征議員） はい、わかりました。素直ですから、きょうはすごく素直で、ほら、疲れないでしょう。

○議長（中村芳隆議員） 質問の通告に従って再質問するようにお願いします。

19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） わかりました。さすが議長です。ちゃんと見ています。

そんな中で、小中学校エアコン設置などの公約事業の新規施策的経費についてを、先ほど答弁はいただきましたけれども、そこでお伺いします。

現在、栃木県内でどのぐらいそれが進んでいるんだか、もしわかりました範囲で結構です。お答えいただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） エアコンの設置状況というところでよろしいわけですね。

○19番（若松東征議員） はい。

○教育部長（伴内照和） はい、わかりました。

まず、県内の状況でございますが、県央、県南地区につきましては、大半が整備が済んでいるというような状況になっております。

また、県北地区、日光地区も含めてでございますが、一部設置が進んでいるというようなところもございます。具体的な例でいきますと、大田原市につきましては、改築を行う2つの学校については整備を行っている最中という情報をいただいています。それと、那須烏山市については、全て整備が済んでいるというような資料がございます。そのほか、塩谷地区の矢板、さくら、塩谷町等については、主に小学校のほうの整備は済んでおりますが、中学校はまだというようなデータをいただいております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） ありがとうございます。

そんな形の中で、先ほどから繰り返すと、また

市長ににらまれちゃうのかななんて思うんですけども、ここで出るのが国、県の補助なのかなと思って、これは補助対象で、ある程度の予算が県か国から来るのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） エアコン整備についての補助ということですが、特に、今回の国の二次補正予算の中にも一部含まれておりますが、教育環境の改善というような事業の中で、予算の範囲内で対象になる可能性はあるということで考えております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 補助金の予算の配分と、例えば国がどのぐらい持って、県がどのぐらいという、幾らにかかったものに対してのパーセントというのはどのぐらいなのでしょう。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 今回、要望したいと考えております補助事業につきましては、基準額というのが示されておりますので、その基準額に対して3分の1というのが一般的な国の補助となっております。それに加えて、県というものは、現実にはないというふうに理解しております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） ありがとうございます。

そうすると、市長の公約にあった小中学校のエアコン設置ということは、例えば小中学校のこれはどう言ったらいい、学級数というのかな、それがどのぐらいなのか。それに、もしつけたとしたら、どのぐらいの予算がつくのか、もしわかっている範囲で結構です。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 整備に当たってのクラス数というんですか、もちろん経費かかりますので、現在積み上げているところでは、あくまで普通教室、一番利用頻度の高いところを対象に考えております。数的には409クラス程度あるかなと思っております。

それと、経費のいわゆる額ですが、工事費、現在、設計に出している部分がございます、細かい積算まではいっておりませんので、今後、設計が上がる段階で見えてくるかなと思っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 今、409の教室という形で、もしそれはまだ設計の段階だということで、もしそれを取りつけた場合に、そうするとそれにいつものしかかってくる光熱費、電気料というのかな、それがもし大体概算というか、計算がなされているのであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 大変申しわけありませんが、導入する機械の容量であるとか、それによって電気料もその都度、変わってまいりますので、現在、学校ごとに積み上げが必要になりますが、現時点での電気料、光熱水費の伸びるといいますか、高くなる部分についてはちょっと積算しておりません。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） わかりました。これからということで、なぜかという、これが何か市長公約の目玉みたいで、皆さん、かなりPTAの方も期待していたみたいなので、これ、目に見えないんだよということで、今回の質問に持ってまいりました。

今、教育部長から、るる答弁がありまして、なるほどなど、実際には動き始めたのかなという形であります。そんな形でこの件は終わります。ぜひ早めに。

もう1点、申しわけないです。そうすると、これはもう1点だけこの件について聞きたいんですけども、全教室を一遍にやるわけにはいかないと思うんですけども、大体、年間計画としてどのぐらいの教室数でいくのか、それがもしわかりましたらお願いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 年次計画ということでございますが、今年度、今、設計に入っております。その辺で実際に1つのクラス当たりどのぐらいかかるかというものを積算できますので、全体の事業費などをその辺から割り出した中で、年次計画を詰めていきたいと思っておりますので、当面、3年から4年というような考え方の中で計画を進めたいと思っております。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） ありがとうございます。

3年から4年ということで、ぜひ早めに進めていってほしいと思います。

大体、いろいろあって時間もなくなってきたので、もっと追及したいところはあるんですけども、それでは、2回目の質問の中で(2)の補正予算は終わらせてもらいまして、(3)の平成28年度主要事業について、2回目の質問に入らせていただきます。

その中で、先ほど市長より答弁がありました移動手段確保が困難な高齢者への外出支援タクシー料金助成事業をという形で復活したと思っておりますけれども、現在進行していると思うんですけども、進行状況並びに、どのぐらいの人数が申し込まれ

たのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 今年度、また新たに始まりました高齢者外出支援タクシーの現在の状況について、お話をさせていただきます。

ご存じのように、8月16日から申請がスタートいたしまして、9月5日現在の申請状況というのが手元でございますので、現在のところ1,482件の申請がありました。当初、私どもで予定をどうか、予想をしていたところでは2,800件程度の方々が申請に来られるのかなというふうなような予想をしていましたけれども、現在のところ、このような状況でございます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） ありがとうございます。

1,482ということで、この移動手段に対して一時ちょっとやめた傾向があると思うんですけども、そこの形の何かマイナス点とプラス点が改良されて、改革されて、これにまた事業が復活したのか。その辺がもしわかりましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 前回、25年9月でこの事業は一度やめておりますけれども、その時点での課題というか、そういうところを改善を図って、今年度からスタートしたわけでございます。

主なポイントといたしましては、まず、市街地から離れている方が使い勝手が、やはり1回に使える枚数が少ないので、そういう使い勝手が悪いというようなところ、そういうところの改善は、1回の乗車につき10枚まで利用が可能だということで改善を図ってまいりました。

また、あとはタクシー利用券を使うに当たって、

その方が使っているかどうか。あとは、そのタクシー券をひよっとしたら不正にほかの方に売り渡しているというような、そんなこともあるのではないかなというようなところがありまして、そういう点では個人宛てに利用者証というものを配付いたしまして、それに沿ってしっかりと利用していただくというようなところ、こういったところの改善を図りました。

あともう1点、利用資格ということで同居のご家族の方がいる場合の、その方たちの支援が受けられないというような、そういうところで就労証明なり、いろんな障害の証明とか、そういうところの証明書の確認をとって交付を行うというような、そういったことについて改善を図ってきて交付を行っているというようなところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 大変改善されたと思っております。ありがとうございます。

続きまして、これは何番になるのかな、ここでまた出るとしつこいかなと思うんですけども、③の国、県との太いパイプでつながった那須塩原市についてということで、先ほども答弁いただきましたけれども、その中の市政方針の中にちょっとアンダーがあっているのが、これも聞いてくれと言われたので、お聞きしたいと思います。

生産年齢の人口層への負担の増加などが見込まれる中、国や県、近隣市町とのつながりは不可欠でございます。国におきましても地域間の広域連携を積極的に推進し、市町村の枠にとらわれない広域的な連携を図り、効率的、質の高い住民サービスを提供し、地域づくりを行っていくことを必須であるものと考えておりますとありますけれども、先ほどの答弁もありましたけれども、これも何かぼやっとしているものですから、先ほどの答弁以外に何かありましたらお願いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 広域連携ということでございますが、先ほどの答弁と同じことの繰り返しという中では、まず定住自立圏ということで八溝山周辺地域、さらには、子どもが中心市を務めまず那須地域定住自立圏といったところの中で交流人口、さらには定住人口の増加に向けた取り組みを連携しながら進めているというところでございます。

それ以外の広域連携ということになりますと、従来からやっております那須広域行政事務所での共同事務とか、いろいろ多々あると思います。そんなことで、お答えとさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） ありがとうございます。

る、いろいろ聞きましたけれども、まだまだ聞きたいことがあるんですけども、次の質問がなくなっちゃうので、この辺でちょっと切りかえます。

人口減少と超高齢化時代の到来など、先行き不安が拭い切れない状況にある中、平成26年5月に日本創成会議がストップ少子化・地方元気戦略と題したレポートを発表し、我が国が直面している人口減少と地方から大都市への人口の流出の現状を踏まえ、2040年には全国市区町村の半数が消滅するおそれがあるとの将来予測を行うなど、地方自治体の存続にかかわる極めて重大な問題を提起されています。

本市では、平成26年3月に県内他市町村に先駆け、定住促進計画を策定し、人々から選ばれるまちづくり、人口の減らないまちづくりを核とした持続可能な社会の構築を目指すとともに、平成27年の3月には国の方針を踏まえて、これを改定し、那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略とし

て位置づけ、各種施策を推進しているところであるが、このような内外情勢を受け、平成27年度における本市の予算は、雇用の創出、子育て環境の充実、特色ある教育の推進、快適な生活の支援、交流の場の提供など、定住促進を図るための事業を初め、市民の健康と安全を守るための放射能対策事業、那須塩原市10周年記念事業などを重点とした事業が施行されました。

また、生産年齢人口減少等による税収の落ち込み、高齢化の進展による社会保障費増大などにより、将来的に厳しい財政運営が予測される中、市債発行を可能な限り抑制するなど、持続可能な財政運営の維持に配慮しながら都市間競争に勝ち残るために、これらを蓄積した財源を活用し、事業展開を未来への投資と位置づけた予算執行がなされることがあったと思います。定住促進計画強化を推進するため、各種施策を支える政策基盤を確保し、短期、中期、両面から市政がなすべき役割を確実に果たすことによって市民生活に安心をもたらし、希望を示すのが必要と思います。

市民からの貴重な税金を無駄なく有効に活用するという姿勢で、効率的で効果的な市民生活を直結する優先度の高い施策を構築して、最少の経費で最大の効果を生み出すような市民サービスを展開されるよう切に望み、平成28年度市政運営方針についての質問を終わり、次に移ります。

地域おこし協力隊について。

総務省が地域力の創造と地方再生を目的に創設した地域おこし協力隊は、全国で2,625人が活躍しております、平成27年度、そして昨年実施した地域おこし協力隊定住状況等調査によれば、任期終了後、隊員の6割は引き続き同じ地域に定住しており、一市町村内に定住した隊員のうち、約2割の方が起業しています。地域おこし協力隊ビジネスアワード事業は、地域の課題解決や地域活性

化に向けて地方自治体の支援のもと、起業に取り組む地域おこし協力隊員または隊員OB、OGの取り組みを総務省モデル事業として採択し、委託調査事業として実施することで、隊員が起業に取り組む際のノウハウ等の調査、分類を行い、全国へと横展開することを通じて隊員の活動の一層の充実や地域への定住、定着を後押しすることを目的としています。

那須塩原市の地域おこし協力隊について伺います。

(1)平成26年10月から2名を委嘱し、農業、観光の活性化が目的の活動をしている。活動の内容について伺います。

①農業農村振興担当は、どのような活動をしているのか伺います。

②観光振興担当は、どのような活動を行っているか。

(2)9月から2名が追加起用されていることについて伺います。

①那須塩原市で地域課題等をどのように考え、地域活性化に必要なものは何であるかを考えるかを伺います。

②応募方法、採用方法はどのように行っているか。

③追加採用となっている2名の方は、どのような活動を行っていくのか。

④今後さらに追加採用をしていく考えはあるか、お伺いしたい。

これで、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員の質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） それでは、2. の地域おこし協力隊について、順次お答え申し上げます。

まず、(1)の平成26年度から採用しております地

域おこし協力隊の活動内容についてでございますが、①の農業農村振興担当につきましては、農務畜産課に所属いたしまして、本市の特産品である牛乳の普及、PRなどを主に行っております。那須拓陽高校の生徒とタイアップした乳製品の研究開発や酪農家等の地元関係者との交流、生乳生産本州一のプロモーション活動を行っております。

②の観光振興担当につきましては、商工観光課に所属し、ソーシャルメディア等の活用により若者や外国人観光客に対する観光情報の発信などを主に行っております。

次に、(2)の9月から追加採用いたしました2人の地域おこし協力隊についてでございますが、①の地域の課題をどのように考え、地域活性化に必要なものは何であるかと、③の追加採用になった2人がどのような活動を行うのかについては、関連がございますので、あわせてお答え申し上げます。

地域の課題は、地域によってさまざまあると思いますが、より多くの若者が地域活動へ参加することが地域活性化には大変重要であると考えております。今回採用いたしました地域おこし協力隊につきましては、コミュニティーの活性化や市民大学の企画運営、地域魅力の発信などの活動を予定しております。

次に、②の募集方法と採用方法についてですが、募集方法は市のホームページ、フェイスブック、ニッポン移住・交流ナビなどに募集記事を掲載するとともに、東京のふるさと回帰センター、ハローワーク等に募集の協力を依頼いたしました。

また、採用方法につきましては、書類審査と面接審査を経て、6人の応募者から2人を採用しております。

最後に、④の今後の追加採用についてでございますが、既に採用した地域おこし協力隊の活動状

況や担当部署からの要望等を踏まえ、必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 先ほど、企画部長の答弁でる納得いたしました。関連がありますので一括して、時間もないことから一括して再質に入らせていただきます。

1点だけ部長というか、答弁いただきたいんですけども、地域おこし協力隊の給料並びに総務省、国からどの程度のものが補償されてくるのか。それだけ1点、お願いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 地域おこし協力隊につきましては、まず身分でございますが、本市の非常勤特別職というような立場でございます。

給与につきましては、16万6,000円ということでございます。

国からの支援ということでございますが、国のほう、総務省でございますが、そちらのほうから特別交付税措置ということで給与等という報酬ということなんです、報酬等に係る経費として上限200万円ということで支援をいただきます。

あとは、家賃だとか、車のリースだとか、そういうところで200万円、合計400万円の特別交付税措置があるということでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 19番、若松東征議員。

○19番（若松東征議員） 16万円という少ないのかなと思っても、車を借りたり、アパートなどの手配とかいうことで、そうでもないのかなと思います。

そんな中で、一応、部長の答弁で大体わかりましたし、なぜかという、まだ2年そこそこだと思うんですね。

だから、結果的には出ないと思うし、人数も少ないので、私が調べた結果なんですけれども、地域おこし協力隊、全国平均で見ますと、北海道が369名、続いて長野県222名ということで、るるずっと行きますね。100人以上、来ているところが高知、島根とありますけれども、ずっと下がりにして、栃木県44名ということで、三重と一緒にかなという形で、最低が東京6名、埼玉5名という形になっております。どうしても僻地のほうというか、ちょっとあれのところにみんな地域おこしが来るのかなと思います。

るる聞きたくても、まだ2年で、まだ期限が残っている、そこに残るか残らないかはまだこれからの課題だと思いますけれども、その中でこんなことがちょっとわかってきました。成功事例、限界集落から復活した奇跡の集落。新潟、トワ、トワという十に日に町の市というんですけども、その池谷・入山集落ということで、その中にちょっと省略なんですけれども……

〔「トオカイチだ、トオカイチ」と言う人あり〕

○19番（若松東征議員） そうけ。

限界集落とは、人口の50%以上が65歳以上の高齢者になって、冠婚葬祭などの社会的共同生活の推移が困難になっており、社会単位での存続が困難になっている集落を示す言葉ですと書いてあり

ます。2006年の総務省調査によると、過疎地域等の6万2,221集落のうち、限界集落として10年以内に消滅する可能性のある集落が422、10年以下に消滅する可能性のある集落が2,219と予想されているという形で、こういう形の中に地域おこし協力隊が入って地域をおこしているのかなと思います。

そんな中の事例が幾つもあるんですけども、時間がないのもったいないと思うんですけども、これを1つぐらい挙げられるのかなと思って、1つユニークなのがあります。岡山県美作市の地域おこし協力隊ですね。ここでの地域おこし協力隊の話題を押し上げたのはという形であるんですけども、何をやったかという、地域おこし協力隊が地域を巻き込んで棚田を何とかしようということで、田んぼの土手の草刈りをしたと。

これを行政サイドでやると、ちゃんと運んで、それは産業廃棄物として処理しなくちゃならない。そんな手間なんかやっついてられないよということで、ある人のアイデアで農家の方に言ったら、そこで燃やしちゃえということで野火焼きをしたみたい。それが大成功でどんどん人が集まってきて、そんな形で。最後にも言うけれども、何ていうんですかね、私は別に何もやっていないと、ただ草刈りなんだと、そこにきれいな棚田が浮かんできて、そこにいろんな方が来るようになったという、これは1つの事例なんですけれども、そんないろんなことが、失敗作も出ております。

そんな中で、もう時間がないので、施行された数年の取り組みですので、現時点で成果総評や今後の見通しを言及することは難しいでしょう。ですが、地域おこし協力隊の任期を終えて6割の人々がその地にとどまっていること、その人たちの多くは現在も定住していることを踏まえると、

地域おこし協力隊の取り組みは今後も息長く継続されていくことが十分予想されます。

価値観や働き方の多様化が促進される現代社会のこれからにおいて、自然環境や歴史、文化に育まれた地方活動を希望する都会の人たちは多く、今後もふえて続くでしょう。

近年、世界的にベストセラーとなった名著「ワーク・シフト」（リンダ・グラットン著）において、これからの未来の人々の望ましい働き方が大切とつづられています。一人一人が競争するのではなく、協力し信頼し合える人間関係を幅広く築き、そうした人たちとの共同作業によってイノベーションを起こすこと。働いて稼いだ賃金に幸福感を得るのではなく、働くことに情熱を傾け、そこから幸福を感じられることというようなことになっております。まさに、地域おこし協力隊の活動、このような意義があるべきだと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、19番、若松東征議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 平 山 啓 子 議 員

○議長（中村芳隆議員） 次に、23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 改めまして、こんにちは。23番、公明クラブ、平山啓子でございます。一般質問をさせていただきます。

1項目め、市民サービスの一環として（証明写真機の設置について）お伺いいたします。

さまざまなサービスを受けられるマイナンバーカードや、本庁で受け付けているパスポートの申請には顔写真が必要なため、証明写真機が市役所にあると非常に助かるとの声が市民から寄せられ

ております。

そこで、証明写真機の設置についてお伺いする
ものです。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質
問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 平山啓子議員の市民サービ
スの一環としての証明写真機の設置についてお答え
をいたします。

まず、パスポート申請については、ほとんどの
方が写真をご持参いただいている状況でございま
す。そうでない方につきましては、近くの証明写
真機や写真店をご案内しているところでございま
す。

また、マイナンバーカードについては、国へ申
請していただくこととなります。その申請方法は、
通知カードに同封された申請書に必要事項を記載
して郵送する方法に加えて、パソコンやスマート
フォン、さらにはまちなかに設置されているマイ
ナンバー申請機能つき証明写真機から申請する方
法などがございます。

このうち、申請機能つき証明写真機につつまし
ては、市内のショッピングセンターやカメラ店等
に現在5台設置されていることを確認をしており
ます。

総務省によりますと、一般の証明写真機から順
次変更を奨励していくとの予定でございまして、
今後はさらに増加していくものと推測をしており
ます。こういったことから、当面、庁舎の中に設
置する考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは、再質問させ
ていただきます。

ただいま、市長から答弁がありました。本市に

おいてパスポート、旅券の申請数は、年間平均ど
のくらいの件数が利用しているのでしょうか。

また、今のご答弁の中に市内に設置されている
5台、マイナンバーまた証明写真機が市内に5台
設置されているとご答弁がありましたが、その5
台の設置場所についてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 平山啓子議員に申し上げ
ます。

一問一答ですから、1つずつの項目で質問をす
るようお願いいたします。1つずつでございま
すので、もう一度質問をするように。

23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 申しわけありません。

それでは、1つ目の質問で旅券の申請数、本市
において年間どのくらいの利用があるのか、お伺
いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 年間の旅券の受け
付け申請の数についてお答えを申し上げます。

25年度から実績がありまして、25年度につつま
しては2,276件、26年度2,101件、27年度2,028件
ということで、おおむね2,000件ちよつとの数と
いうところで申請があるというふうを受けており
ます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

そうすると、大体これが年間ですから、月平均
200件弱の方が利用されていると思います。

そこで、申請時においては、ほとんどの方が写
真を持参してくると今お伺いしましたが、そうで
ない方については近くの証明写真機、また写真店
をご案内しているとありますが、そうでない方と
いうのは、例えば写真を忘れた方、また写真の規

格外の方で間違っ張ってきちゃった、そのような方についてでよろしいでしょうか。

また、違うような方が、もしくは今までにそのような方がいらっしゃいましたら伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） パスポートに申請をする写真につきましては、それぞれ規格がありまして、私どものほうでは窓口で書類等が全てそろって、県のほうへそれを、お送りすることができるかどうかということを確認しておりますので、その中で写真が規格等に合っていないければ、そのあたりは窓口の中で、この部分については訂正をし、新たに写真を撮って、申請をそろえてくださいというようなところでご案内をしているところでありまして、幸いにも申請窓口、本庁の近くのところにも証明写真機がありますので、そういうところをご案内しているというような状況でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 近くに確かに証明写真機が設置されておりますが、例えばうっかり忘れてきちゃったというようなお客様に対しても、例えばお天気の悪い日、雨の日もあるだろうし、雪の日もあります。また高齢の方、また障害のある方にとっては、大変に不便ではないかと思えます。若い人にとっても、面倒くさいなというような感じで、同じ気持ちではないでしょうか。何回も足を運ぶ方もいると思います。もう少し市民にとって、利用者にとって温かみのある利便性を考えることも大事ではないかと思えます。本当に庁内に設置されてあれば、何回も足を運ばなくても用が足りるし、利用される方にとっても喜ばれると思います。

市内に、先ほども質問しましたけれども、5台

設置する場所、これをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 現在、マイナンバーカードの申請対応型の証明写真機というものが市内に5台設置されておりまして、場所につきましては、島方にあるイオンのショッピングセンター内、そして共墾社にあるカインズホーム、本庁の隣です。ファミリーマート那須塩原豊浦というところでは、公民館、とよら公民館の近くというようなところだと思います。もう一つがベシアの那須塩原店というところで、これは緑町のほうになります。あとはカメラのキタムラ黒磯店ということで、市役所の近くの住吉町のところだと思います。こちらのほうの5店で確認しております。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 今、5カ所をご紹介いただいたんですけども、庁内に設置することで、例えば民間の方々の営業に妨げになるんじゃないかということで設置をしないというお考えなんですか。庁内に設置することで、5カ所の営業に妨げになることはないというふうに私は思います。どうでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） これは、一つには需要と供給の関係がありまして、年間、先ほど議員おっしゃられたように、パスポートの申請が2,000件程度で、多分、市役所があいているのが240日程度だと思いますので、1日当たりになると申請は8件程度かなということだと思います。それで、その中で写真をお忘れになるという方は、多分、数の中ではほとんどいらっしゃらないのかなというところで、まず必要性というところから、

まだ市役所につけるような状況にはないということでもあります。

あと、もう一つなのですが、市内に5店舗ありまして、そのあたりの営業を妨害するかというところなのですが、これはあくまで行政が設置をするということではなくて、民間にも幾つかの業者がおりまして、その業者がこのあたりにこういう写真機を設置すれば大方ペイできるというか、そういうことがあると思いますので、そのあたりの多分、自分たちのマーケティングというものを考えているかと思しますので、そのあたりのことは民間の方たちの考え方というところにまだ現時点では委ねるべきではないかなという判断をしております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 例えば、本庁舎または支所、公共施設のほとんどに設置されている自動販売機、いわば自販機はどうでしょうか。自販機は、ほかの営業施設、あらゆる場所に、現在田んぼのあぜ道にも設置されている状況です。これは本当に住民サービスの一つといてもいいんじゃないかと思いますが、証明写真機もこれと同じような利用価値というかと私は思います。

証明写真機も自販機と同様に、庁内に場所をお貸しして、管理も一切民間の方にお任せする。これはどこの自販機もそうですし、現在、証明写真機が置いてあるところもみんなそういうふうになっていると思います。

だから、これを民間で、やはり自販機においてもやっていることですし、証明写真機の民間の方にお任せしてはいいんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 設置の判断につきましては、先ほど議員おっしゃられた一般の自販機とか、そういうものとはやはりこの証明、マイナンバー機能カードの申請対応の証明写真機というものを、まだ需要と供給の関係というか、まだそこまでの必要性というものは現時点ではないというような判断をさせていただいております。

ちなみに、県内において現時点で把握しているところでは、宇都宮市だけは中に設置をされているという情報はつかんでおりますが、ほかのところにつきましては、まだ設置をされていないというような情報をつかんでおります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） いずれ本庁舎が完成すると思います。そのときには庁舎内にコンビニとか、また民間の力もいろいろな形で導入されると思います。市民の本当にサービス、行政のサービス精神を大いに発揮して、利便性を考慮してほしいと思っております。

次の2項目めに入ります。

魅力ある図書館を目指して。

若者の活字離れ、読書離れの声を聞いて久しくなります。ゲームやメールのやりとりで事件、事故を引き起こす現在、一つの社会現象となっております。これを時代の流れだからと受けとめていいのでしょうか。

(1)子どもから大人まで、全ての人が本に親しみ、豊かな心を育むきっかけをつくるための読書履歴を残すことができる「読書手帳」の配布についてお伺いいたします。

(2)子どもと一緒に図書館を利用する方々の「赤ちゃんタイム」についての検証はいかがなされたか、お伺いします。

この質問は、昨年12月に同じ公明クラブ星宏子

議員も質問をしております。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 2. の魅力ある図書館を目指してについてお答えをいたします。

初めに、(1)の読書手帳の配布についてでございますが、ただいま議員質問にありましたように、昨年の12月議会で星議員にお答えをしたところでございますが、読書手帳につきましては、いわゆる預金通帳タイプ、それとお薬手帳タイプ、自書タイプの3種類がございます。これらは本市が市民の方に本に親しんでいただくために有効なものであるということで認識はしております。

まず、導入に当たって、貸し出し記録が自動的に印字される預金通帳タイプ、それと貸し出し記録が印字されたシールが出てきまして、それを張りつけるお薬手帳タイプにつきましてのこの2種類につきましては、現在の図書館システムとの連動であるとか、印字用の読書通帳機、また貸し出し記録シールプリンターなどの整備が必要となっております。また、自書タイプにつきましては、利用者の方が自分で書き込むというような時間または手間がかかるというような問題、課題が残っております。

このようなことから、現在の3図書館におきまして、お薬手帳タイプと自書タイプ、これを合わせた形で、現在、貸し出しレシートというのを貸し出す際にお出ししているわけなんですけど、そのレシートを手帳に張りつけていただいて、なおかつ本人が読んだ本の感想等を書き込むことができるようなタイプのものを年内の導入に向けて、現在、試作等をつくっているというような状況でございます。

次に、(2)の赤ちゃんタイムについてお答えをい

たします。

赤ちゃんタイムにつきましては、乳幼児連れの方が気兼ねなく図書館を利用してもらうために、乳幼児が泣いたり、声を出したりしても温かく見守りましょうというような時間のことを言っております。館内がにぎやかになることから、実施するに当たってはほかの利用者のご理解とご協力をいただくというようなことになるものでございます。

現在策定中の子どもの読書活動推進計画のアンケートの中に、図書館に行かない理由として、やはり子どもが静かにできないからというような回答もございました。

一方、図書館ボランティア団体の関係者からは、小さいときから、本、図書館に親しめるように、少し騒いでもいい子どもの居場所づくりというようなものの要望等もございました。

これらを踏まえまして、現在、市教育委員会としましては、赤ちゃんタイムの導入に向けまして検討を行っておりまして、平成29年度からの本格的な実施を計画しているところでございます。例えば、かみしばい会であるとか、おはなし会、そういった事業の実施に合わせまして行うであるとか、時間帯、曜日、回数等を検討しながら利用者に対する周知を図るといったこともあわせて行い、年明けから試行を行えればと思っております。その検証の結果で、29年度からの本格実施というふうに現在考えているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 今、前向きなご答弁をいただきました。

では、(1)の読書手帳についての再質問をいたします。

ただいま、お薬手帳タイプ、自書タイプを合わせた形で年内の導入に向けて今試作を行っている

というふうなご答弁をいただきました。たまたま活字離れの歯どめとなるようにと、読書手帳とか読書通帳という名前で多くの自治体が現在導入されております。

ただいまのご答弁で、3つの図書館を対象にのご答弁ですが、13分室については対象とされておりますでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 最初に答弁しましたように、現在、貸し出しの際にレシートを発行しているわけなんです。機械等の関係で13分室全てにそのレシートが発行できるような機械がそろっておりませんので、まずは3図書館の中で実施をしてみ、今後の導入に向けての検討も含めて進めていきたいというふうに考えています。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 配布対象については、今検討中なんですけれども、どのくらいの対象を考えていますでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 議員ご質問のように、やはり子どもたち、本に触れる機会というのは非常に大切であろうと思っておりますので、当初は、小中学生、また乳幼児、子どもたちを中心にまずは考えたいと思いますが、一般の大人の方も利用される方がほかの自治体ではいらっしゃるようございますので、その辺も検討の中で整理していきたいというふうに考えています。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） ちょっとこれは一つの例なんですけれども、これは、たまたまことしの7月に常任委員会で長久手市にゴジカラ村というところを視察に行きました。その場所で今、読

書手帳を配布しているんですけれども、その中もいい取り組みをしています。ここは、対象は子どもから大人まで全部なんです。全ての人が親子で図書館に足を運んで、本に親しむきっかけづくりとして、また、そこの中で親子の会話ができるということで、読書手帳というのを現在つくっております。どうぞ、ごらんになってくださいませ。こちらが読書手帳です。

こちらが、読書手帳のつくり方が図書館のホームページからダウンロードされております。それからそのつくり方で、これが簡単に紙ベースで、本当にお金をかけないで長久手市は今現在、取り組んでいるんですね。

これが折りたたんでできた完成の読書手帳ということなんです。すばらしい取り組みだと思います。これは大体ここに折り込んで、真ん中でこういうふうに切って、こういうふうにこの1冊が40冊書き込むようになっているんですね。40冊が完了しましたら、鉛筆とかシールとか、そういうおまけもついてくるそうなんです。それで、たくさん読んで賞という後ろに賞状みたいな小さなものもあるんですね。あなたは読書手帳に挑戦され、見事に40冊の本を読んだことをここに表彰します。これからもたくさん本を読んで、あなたの心を豊かにしてくださいという、長久手市で取り組んでいる、たまたま読書手帳等があったので、参考にとってお持ちいたしました。

たまたま長久手市、人口5万都市なんですけれども、全国住みよさランキング2位でございます。すばらしいいろいろな面での取り組みもしております。

このように、一つの事例なんですけれども、確かにお金をかければいいものではないというふうに思います。お金をかければ、たくさんいいものもできるでしょうけれども、数だとやはり予算も

それだけかかるのではないのでしょうか。やはりお金をかけたとしても、立派なのをつくったとしても、図書館に足を運んでくれば話にならないことですから、これも楽しみながら読書に取り組めるということで一つの事例をご紹介いたしました。

本市においても、いろいろ今検討中ということなので、やはり使い勝手のいい、誰もが親しまれる、そういうような読書手帳を作成していただきたいと思います。

では、(2)の赤ちゃんタイムですね。これも今いろいろアンケートの中から、やはり赤ちゃん、子どもを連れて、図書館にいて、子どもがじっとしているわけがないんですよ、本当に我慢しても30分。それですので、やはりみんなの目を気にして、どうしても足が遠くなるものは、これ当然です。

そういう中から、やはり子どもが静かにできないから足が遠いとか、またボランティア団体のメンバーからも、やはり少しぐらい騒がせても我慢が、周りの人がいろいろな配慮をして我慢してあげなくてはいけない。小さいときから、本、図書館に親しめるように、子どもの居場所づくりも大事だというようなお声も聞いております。

また、教育委員会からも、赤ちゃんタイムの導入を前向きに検討して、来年、29年度から本格的に実施を、今、計画を考えているということなんです、やはり時間帯、曜日、回数。

また、例えばこれは私の案なんですけれども、ほかの人に気兼ねなく利用できるというとなれば、例えば月曜日、例えば例ですけれども、月曜日の9時から11時は貸し切りですよ、赤ちゃんタイムの時間ですよというのも一つの案ではないかと思えます。

本当に31年に（仮称）駅前図書館ですか、これ

がすばらしいのがオープンする予定です。本当に誰もが行きたくなる、また行ってみたいと言われるような魅力ある図書館に期待するものです。

では次、3項目めに入ります。

参議院選挙を振り返って。

国政選挙、地方選挙は全国的に投票率が低下傾向にあり、特に若い世代は他の世代に比べ低い水準であります。選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことから、若年層の政治への関心、周知活動への取り組みが問われております。

そこで、参議院選挙全般を振り返りまして、以下の点についてお伺いするものです。

(1)市内の投票所別の投票者数、投票率のお示しはありますが、年代別の投票者数、投票率について、わかる範囲でお伺いいたします。

(2)期日前投票の充実のため、現在、市内4カ所の期日前投票所のほかにも設置してはどうか、お伺いいたします。

(3)在宅で投票所に行くことができない高齢者、障害のある方、病弱な方々の投票における市の対応についてお伺いします。

(4)投票率向上の視点から、ショッピングセンターなどへの共通投票所の導入についてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 3. の参議院選挙を振り返ってについて、順次お答えをいたします。

初めに、(1)の参議院選挙における年代別の投票者数、投票率についてお答えをいたします。

今回、新たに有権者となりました18歳及び19歳の方につきましては、全数調査を行っておるため実数値となっておりますが、これ以外の年代につ

いては、期日前投票者数をもとに算出をいたしました推計値となっておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。

投票者数につきましては、18歳が506人、19歳が380人でした。

投票率につきましては、10代が38.12%、20代が34.17%、30代が41.40%、40代が49.11%、50代が59.17%、60代が66.88%、70代が64.58%、80代以上が36.11%となっております。

次に、(2)の期日前投票の充実のために、現在、市内4カ所の期日前投票所のほかにも設置してはどうかということについてお答えをいたします。

さきの参議院選挙を見ましても、本市の期日前投票者数は、宇都宮市、栃木市に次いで県内第3位の投票者数となっております。このことから本市の期日前投票者数はかなり利便性あるものと認識しておりますが、さらなる利便性向上を図るために有効な場所への増設も視野に入れた検討をしていきたいと考えてございます。

次に、(3)の在宅で投票所に行くことができない高齢者、障害のある方、病弱な方々の投票における市の対応についてお答えをいたします。

在宅でも投票可能な制度といたしましては、郵便による不在者投票の制度がございます。足腰が不自由で投票に行くことができない、行きたくても行くことができないというような問い合わせをいただいた場合には、この制度のご案内をしているところでございます。

しかし、本制度の適用には要介護5、それから障害をお持ちの方で一定以上の要件を満たす方が投票ができるということで、限定的なことになってございます。

最後に、(4)の投票率向上の観点から、ショッピングセンターなどへの共通投票所の導入についてお答えをいたします。

共通投票所につきましては、駅や商業施設など、利便性の高い場所に設置することにより、投票環境が向上するメリットがある一方で、突然の選挙にも対応ができるだけの安定的な場所の確保、それから、二重投票を防ぐためのシステムの構築に要する多額の予算が必要になるなど、多くの課題を解決する必要があると考えてございます。人が集まりやすい商業施設等への投票所の設置は投票率向上にも有効と考えておりますので、今後、先進事例を調査、研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは、(1)から再質問をさせていただきます。

ただいま、投票率年代別が今出ました。やはりただいまのご答弁にありますように、20代がやっぱり低いですね。今回、10代の18歳選挙権が実現して初めての国政選挙ということもあり、10代の投票率は20代よりも高かったのではないかと思います。やはり話題性、主権者教育や選挙管理委員会の方々の啓発活動が一定の効果をあらわしたのではないかと思いますけれども、先ほどの10代の18歳、19歳の投票者数で、19歳の方が18歳より低い要因は何かと捉えているのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 18歳としますと高校生、3年生でございます。17歳の方もいらっしゃいますが、時期的に7月の選挙でございましたので、7月までに18歳になった方は若干少なかったと思います。これが、期日が3月近くになれば満18歳になる方が多くなってくると思いますが、その中でも19歳が少ないということは、19歳となると働いている方、それから大学のほうに行くと、東京とか県外に行っている方が多いと

いうことで、一般的に大学に行っている方が東京とか他県のほうに行っているということで、そちらの方の投票率が低いということが一つの要因かなというふうに見ております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） やはり学校現場においての高校、大学での主権者教育の力の入れぐあいにも多少は影響があったりもするのではないかなと思われま。

また、進学、就職などで住所を変更とか、投票の手続が難しかったり、いろいろな投票するに当たっての面倒くさいということで少し後退しているのではないかと思いますけれども、やはりまだまだこういう投票の手続の簡素化ということも、これからは大事になってくるのではないかと思います。

そこで、18歳、19歳の本市の投票権のある方が、今これでいうと、先ほどは投票者数としては合計で886人なんですけれども、当日投票権がある18歳、19歳の方は合計で何人ぐらいいるか、わかりますでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） ただいまのご質問でございますが、当日有権者数ということで、18歳の方が1,152名、19歳が1,172名、合計で2,324名でございます。そのうち、先ほど申しましたように、18歳が506名、19歳が380人投票したということでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 今後、やはり改めて主権者教育ということが大事になってくると思うんですけれども、今回の投票率、18歳の方が19歳よ

り上回ったということは、高校生の政治意識の高まりということがあらわれたと思うんですけれども、これをまた一時的にしない取り組みが必要となるんじゃないかと思います。

そこで、今後の主権者教育についてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 主権者教育が重要だということは、国のほうからも通達等がまいっております、総務省のほうでは前年度、各高校等に冊子を配って、教科の中で取り組んでいくということもやっております。栃木県の選挙管理委員会でも、出前講座を各高校に行っているところでございます。私ども選挙管理委員会も昨年3月には、来年度、28年度に向けて出前講座を実施いたしますということで4つの高校、それから1つの支援学校に通知をしているところでございます。

うちのほうの実績はありませんが、栃木県のほうの選挙管理委員会が出前講座を市内の高校で幾つか実施している、あとこれから実施するというような状況もございます。市の選挙管理委員会としましては、小学校6年生、それから中学校3年生に毎年、冊子等を配布しております。その中で参考資料としてご活用いただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） やはり、将来的には授業以外に生徒会の総会なんかも活用して、学校を主権者教育の中心に持っていくのも大事ではないかと思えます。

次の(2)の期日前投票についてお伺いいたします。現在、期日前投票、先ほどもご答弁の中で、宇

都宮、栃木に次ぐ、那須塩原市が3番目の期日前投票で3番目という成績なんですけれども、県内で3位なんだけれども、投票率は全国平均よりも低いんですよ。要するに、那須塩原市の場合、今回の参議院選、54.7%が全国平均なんですけれども、この投票、期日前投票が3位にもかかわらず、まだまだ全国平均に届かない51.5%という数字なんですけれども、やはりこれを投票所をふやしたからといって投票が上がるわけでもないかなと思うんですけれども、さらなる今後、利便性向上に有効な場所の増設というのはご検討しているということなんですけれども、期日前投票についての場所の増設なんかはやはり考えていますでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 期日前投票所の増設ということでございますが、先ほどご答弁してみましたように、システムの構築等に多額の費用がやはり要するということになります。期日前投票所にはやはり何ていうんですか、うちは今4カ所実施しておりますが、その1つの投票所でAさんという方が投票をすれば、他の3つの投票所でもその方が投票したということがすぐわかるようなシステムになってございます。

ですから、二重投票の防止という観点で、そういう独自の有線を引いていったパソコン等をつなぐ費用がかかるということもございます。これは共通投票所についても同じでございます。そのようなことから、現在、県内では宇都宮、それから栃木市、真岡市が期日前投票所をショッピングセンター等に設けているという実績はございます。そのような先進事例等も研究しながら、増設してはどうかということで選挙管理委員会の中でご提案を申し上げ、検討をしていきたいというふうに

考えてございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） (3)の在宅投票について、那須塩原市広報紙にもご丁寧に、6月20日号に、広報なすしおばらにもご丁寧に掲載されております。

しかし、やはり選挙のたびに、いろいろな一定の条件を満たさないとなかなかできないということで市民の方から声が上がっているというんですけれども、本市が加入している全国市区選挙管理委員会連合会からも国に要望しているというふうにご答弁ありましたけれども、本市が加入しているので、本市独自では要介護5から要介護4とか3の方もできますよとか、そのような条件を見出すことはできないんでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） お答えを申し上げます。

公職選挙法ということで規定になってございます。現在、先ほど申しましたように、要介護5ということは法律上決まっております。これを要介護4とか、範囲を拡大してくださいということで選挙管理委員会が加入しています連合会等で国のほうに要望しているというようなものが実情でございます。一市町村が国に申し上げるよりも、連合会としての総意でそういう提言をしたほうが効果的かと私どもは思っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） なかなか選挙に行きたくても、参加したくても、本当にできないという悔しい思いをされている方もいらっしゃるかと思えます。

やはり、そういう中で各自治体で、例えば移動式投票所とか、そのようなのもユニークな話題もあります。そういう中で少しでも多くの方が投票に、自分が参加できるような、一日でも早いそういう日が来ることを願っております。

では、(4)の共通投票所の導入についてお伺いいたします。

さきの参議院選から、各自治体では、人の集まりやすい駅や大型商業施設等に共通投票所を投票日当日に設置できるようになりました。投票率を押し上げる効果が期待されております。市区町村の選挙管理委員の独自の判断で設置できます。その自治体の選挙人名簿に登録されている有権者の方が利用できるかと聞いております。

実際、今回の参議院選挙で1,700ある自治体の中で4つの自治体が取り組みました。数は少ないです。やはりそれは、先ほどご答弁がありましたように、いろいろなシステムにお金がかかるということで、ちょっと足踏み状態、しかし、次からはやはり206の自治体が導入に向けての検討をしているというような総務省のお答えもあります。

実際に設置した北海道、また青森県、長野県、熊本県の地震があった南阿蘇村の4市町にとどまりましたけれども、やはりそういう大型ショッピングセンター、モール、イオンとか、そういうところでの有権者が買い物ついでに投票できるなどの利便性から、多くの有権者が利用したと報道がありました。

例えば、青森県の平川市では、ショッピングセンターのイオンタウンの中に設置して、市内20万都市なんですけれども、ごめんなさい、違いました、青森県の平川市ですね。これは市内の全投票所の11%、投開票当日の投票者の約17%で6人に1人の方がこれを利用したと報道がありました。投票率は、確かに13年、前回の参議院選よりも、

ここの例えば平川市においてですけれども、10%も上昇し、全国平均54.7%よりも上回ったと、そのような報告もあります。

本市においては、ことし11月には県知事選を迎えます。また、来年4月には本当に重要な改選を迎えます。期日前投票所、共通投票所の設置について、本市にとって市民にとって一番いい方法となるように期待して、私の質問を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、23番、平山啓子議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齊藤誠之議員

○議長（中村芳隆議員） 次に、4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号4番、チーム那須塩原、齊藤誠之です。通告書に従いまして市政一般質問を行います。

1. 選挙権年齢改正に伴う選挙投票率の向上について。

第21回参議院議員通常選挙が7月10日に行われました。このたびの選挙は有権者の年齢が18歳まで引き下げられ、その動向も含めて、とても関心のある選挙だったと思います。今後の選挙においても投票はとても大切なものであり、自身の意思

をあらわせる大切なものであることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)今回の選挙における本市の投票の結果についてお伺いいたします。

(2)本市の期日前投票の結果についてお伺いいたします。

(3)今回の選挙において、投票率向上のために努めたことがあればお伺いいたします。

(4)今回の選挙結果を踏まえ、今後の選挙においても、若者を初めとした有権者全体の投票率の向上のために、どのような取り組みをしていくのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 1. の選挙年齢改正に伴う投票率の向上について、順次お答えをいたします。

初めに、今回の選挙における本市の投票の結果についてでございますが、本市の投票率につきましては、男が52.24%、女が50.78%、市全体といたしましては51.50%でございました。平成25年執行の参議院議員選挙と比較しますと、2.26ポイント増となりました。

また、今回から新たな有権者となりました18歳及び19歳の投票率につきましては、18歳が43.92%、19歳が32.42%となり、特に18歳の投票率が高かったのは、啓発活動や高等学校等での主催者教育の効果があらわれたものと考えてございます。

次に、(2)の本市の期日前投票の結果についてお答えを申し上げます。

今回の本市の期日前投票者数は1万8,440人でございます。平成25年執行の参議院議員選挙の期

日前投票者数と比較しますと4,841人、割合にして35.6%の増となりました。

次に、(3)の今回の選挙において投票率の向上のために努めたことについてお答えを申し上げます。

主な取り組みといたしましては、選挙期日や期日前投票制度等を周知するために、広報紙やホームページへの掲載、チラシの新聞折り込み、立て看板の設置、広報車の巡回、みるメールの配信、商業施設での街頭啓発などを行いました。

また、選挙権年齢の引き下げに伴う高校生への啓発活動といたしまして、市内の高等学校及び特別支援学校に通う高校3年生、約1,000人に対しまして選挙啓発冊子を選挙管理委員会のほうで作成をいたしまして、配布をしたところでございます。

また、1つの高等学校の校門前におきまして、通学する生徒さんに、18歳選挙の国のほうでつくったチラシでございますが、啓発チラシの配布もを行いました。

さらに、黒磯南高等学校書道部の皆さんに、今回で2回目となりますが、横断幕への啓発標語を書道部の方に書いていただきまして、それを庁舎等に掲出しまして、来庁者への投票の呼びかけを行ったところでございます。

最後に、(4)の今後の選挙においても若者を初めとした有権者全体の投票率のために向上のために、どのような取り組みをしていくかについてお答えをいたします。

投票率向上のためには、啓発活動の充実が重要なものと考えてございます。現行の啓発活動をより拡大した形で取り組んでいくとともに、選挙権年齢18歳以上への引き下げを踏まえた主催者教育の一環として、例えば出前講座や模擬投票、そういうものを通じて意識の啓発のきっかけづくりを行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 逐次、ご説明をいただきました。

今回の選挙戦においては、全体が51.5%ということの結果でございました。改めて、この結果についての所感を伺いたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 今回の選挙につきましては、選挙管理委員会の中でも所感としましては、前回の投票率を上回ればいいかなということでした。事務者の説明会の際にも委員長のほうから、前回の投票率を上回ればいいというようなことを説明会の中で話しております。

選挙権年齢が70年ぶりに引き下げられたということもございまして、10代の投票率が注目された選挙でございました。やはり、10代の中でも18歳、19歳につきましては、やはり18歳の方のほうが投票率はよかったという結果でございます。先ほど、平山啓子議員のほうに申し上げたように、19歳については県外に出ている方も多ということもございまして、委員会としましては、やはり前回の投票率を上回る投票率ということで、若干上回ったということで県平均を少し上回っておりますので、ほっとしたというようなところが正直なところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今回の法改正において、18歳の新しい有権者が誕生したということも相まって、前回よりは上がったということで所感をお伺いいたしました。

先ほどの平山議員の質問の中にもありましたが、

18歳、19歳が今回主に焦点が当たっているところではございますが、答弁の中で全数調査、あとあるいは期日前投票におかれましては、その数値をもとにした投票率ということで表明されていたんですが、全数調査の手法をお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 全数調査の手法でございますが、アナログ的なやり方でございます。正の字を書いていって、一人一人投票した方の選挙年齢とか、生年月日を調べまして、それに基づいて正の字を書いて出したというのが実情でございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 私、そういった機械があるものかと思ひまして、出せるのかなと思ひて、今までの多分、歴代の先輩方の質問の中でも、年代別というのは実数では多分あらわれていなかったもので、今回出していただいた結果についてお聞きしたら、本当にアナログでやっているということで、大変ご苦労されたと思います。でも実数を出していただいたということは大変この次の参考になると思いますので、これにつきましては、本当にお疲れさまでございました。

続きまして、関連して再質問に入らせていただきます。

(2)についてなんです。期日前投票につきましては、全体の数値が大幅に上がるなど、市民全体にも周知されてきているところでございます。その中で、期日前投票についての問い合わせ等はなかったか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 期日前投票の問い合わせにつきまして、それから市のほうの選挙管理委員会の問い合わせにつきましては、不在者投票の方法とか、期日前投票の場所、それから時間、それから入場券が告示日に発送になるんですけども、すぐに来ないというような問い合わせがあったところでございます。そんな中で選挙管理委員会としましては、ある程度の説明をさせていただきまして、こういう実情ですということに対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今、ご答弁いただきました。これ、ひとつ聞いた理由が、私のほうに、先ほど言った19歳のほうの投票率は悪かったと思うんですが、地元に住所は置きながら学生で、どうしても1週間帰ってこれないといった場合の投票の仕方がわからないという話で、多分、広報等、あれには載っているとは思いますが、私のほうもちょっとスマホで調べさせていただいて、選管に問い合わせ、向こうの選管で投票して、また返して初めて1票になるという説明をさせていただいたんですが、その辺の対策もすることによって18歳から19歳ということで、今、18歳のうちは地元の人がここで投票できると思うんですけども、大学生に行ったとしても、しっかりと投票できるシステムをもうちょっと確立していけばなというところで聞かせていただきました。

続きまして、3番のほうに投票率向上のための努めた話のところに移らせていただきます。

今回、さまざまな対策を練って、広報紙やホームページ、チラシの折り込み、立て看板、あるいは高校生と一緒に共同活動をして啓発に励んで来られたと思います。先ほど、平山議員も言いましたとおり、6月20日の広報にもしっかりと投票の

案内がございました。

そういった中で、まず先に投票が終わった後に、今回、各地域でばらばらだったと思うんですが、投票が終わった方に投票済証というものを渡していたと思います。この件について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） お答えを申し上げます。

投票済証というものを、今回うちのほうも発行させていただいております。これは、会社等に勤務の方が労働時間中に、上司の許可をとって選挙に行き、その行って来たというあかしということで今まで発行していたということでございます。これは公職選挙法上、決まっているものではございませんで、各市町村の選挙管理委員会が独自に様式等を決めて出しているものでございます。投票済証あるいは投票証明書、中には氏名等を書く市町村もございます。ですから、反対に言いますと、出さない市町村もございます。うちのほうとしましては、投票済証ということで発行はしてございます。

ただ、それがどのように使われるかということについては、私どもが察知するところではございません。先ほど、冒頭に申し上げましたように、過去において、会社等が投票に行き来ないというあかしをもらって来てくれというようなことが発端で、今もずっと合併後も続いているというのが状況でございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） れっきとした労働者に対する時間内での投票を進めるということでの証明というご説明いただきました。

ただ今回、投票済証が明るみになってから、実際に会社内で行ってきた証明以外のものあかしとしてもらってきたくないかという話の啓発が、啓発とは言わないか、運動あるいは集める証拠として使われているという実態をちょっと把握したんですが、投票済証について今ご答弁あったと思うんですが、効果はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 投票済証の効果ということでございますが、先ほどちょっと申し上げましたが、選挙というのは秘密の保持というのがございます。ですから、投票したか、しないかというのも本来であれば申し上げなくてもいいところだと思いますが、投票済証が何ていうんですかね、発行されて、それを一つの商店街とか、そういうところでそういうものを持ってくると5%の割引をいたしますよというような、やっている全国的に市町村のそういう商店街とか、そういうところがあるようでございまして、選挙管理委員会といたしましては、先ほど申し上げましたように、公職選挙法上、触れているものではございませんので、その済証の効果については察知をしていないところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご説明あったとおり、啓発の一環として投票が終わった後に、そういうカードを持っていくことによって選挙割という制度を取り組んでいただいた。ある意味バックアップ的な啓発をやっていたらいる団体さんもございまして、実際、そういった取り組みに関しては非常に感謝しているところだとは思いますが、法的根拠がないとはいえ、こういった使

い道が本当に必要であるという人に出すものだけであればいいんですが、そういった集めるための証明として使われることについて、余りかかわりは持たないと言いましたけれども、選挙管理委員会としては今後、投票済証に関しましてはどのようにしていくか、最後お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） お答えを申し上げます。

合併のすり合わせの際にも、こういうものは出していくということで、現在も進めております。今後も投票済証という形で発行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） それでは、懸念材料が多分、控えているところはあると思いますので、今後、出し続ける中でも想定できる範囲のものだけは想定をして、対処できるようにしていただきたいと思います。

続きまして、(4)の再質問に入らせていただきます。

若者を初めとした主権者、有権者全体の投票率向上のための質問でございますが、18歳への引き下げを踏まえた主権者教育も含めて、先ほどの説明で出前講座や模擬投票を通じての意識啓発をつくっていくとご説明がありました。

まず、出前講座の内容をお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） お答えを申し上げます。

選挙という方法について、投票箱を使って記載

台に基づいて、記載台の上で書いて、それを投票するというような形の一連の流れといたしますか、実際の本物の投票箱、記載台等を持ち込みまして、本来で言えば立候補される方の演説会とか、そういうものがあって、その人が訴えるものはどういふものかということ、それを聞いて、それに対して誰を入れるというような一連の流れといたしませんか、そういうものを作って模擬的な投票を行うという、簡単に言えばそんなようなものを授業の中で取り入れていってはどうかというようなことを考えてございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 出前講座と模擬投票はセットと考えてよろしいんですかね。はい、わかりました。

そういった取り組みをしていただいたということで、先ほどの平山議員のときの答弁で4つの高校と1つの支援学校、そういったところにも含めて依頼をしているということなんです、そういった出前講座や模擬投票の依頼を受けなければ確かにできないんですが、伺うとかいうか、そういった啓発に対しての取り組みを啓発するタイミングというのはどのような時期を想定してやっていたらいいのか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） お答えを申し上げます。

前年度は、3月に各高校のほうにそういう周知をしたところでございますが、3月という時点では、各学校ではもうカリキュラムがある程度できている状況でございます、県の選挙管理委員会でも全部、県内の高校に出前講座ができたかというところではなくて、今年度に入ってからもやっ

ているところもございます。

私どもとしましては、ある程度、早い時期に、28年の今年の末か年明け早々ぐらいには、ある程度、各学校のほうにご依頼等を申し上げまして、出前講座はどうでしょうかというようなことをやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） どうしても投票に行ける年齢が18歳ということで、どうしても3年生に目が行きがちなんです、これからの主権者教育で18歳からの投票がスタートしたということは、これから高校1年生、2年生も踏まえて、3年生になるとどうしても受験が絡んでみたり、大変な忙しい時期という判断もございますので、枠が広がった分、学年も見てぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、今後の投票率向上のためにどのようなことを考えるかを聞いていきます。

先ほどの答弁の中で、期日前投票が本市において大きなウエートを占めたとお話がありました。これをさらに投票しやすい環境をつくるために考えると、期日前投票所の増設と、先ほどの質問にもあったと思うんですが、考えられます。これに対してのメリット、デメリットについて改めてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） お答えを申し上げます。

先ほど、平山議員のほうにも期日前投票所、共通投票所については多額の予算を要するというところを申し上げたところでございますが、今回の参議院議員選挙、4つの期日前投票所がございまして、従事している職員数も違いますが、4つのものを

平均的に割りますと、約200万円ぐらいの支出が
ございます。その約4倍ということになります
ので、そういうような金額でございます。

これについては人件費とか、それからシステム
の費用とか消耗品等でございますが、これはある
程度、パソコンの有線等がもう行っている状況で
ございますので、それで200万円でございます。
これが何ていいますか、庁舎外のところにそうい
うものを設置したとすれば、それ以上の金額がか
かるということで場所にもよりますけれども、そ
の線を引く金額等が長ければ長いほど、多分高い
ということになるんでしょうし、それによって金
額は示すことはちょっとできませんが、今言った
ように、市内、庁舎の中でも200万円とかとかか
かってしまいます。

あと、選挙の期日前の長さによってもちょっと
違いますので、今回は18日間ということで一番長
い期日前投票の期間が告示がありましたので、市
の選挙ですと1週間ということで6日間あります
が、そういうこともありますので、一概には幾ら
ということは申し上げられませんが、金額的には
そういうことかかるといふことのデメリットにな
りますか。

やはり、あとメリットは平山議員さんもおっし
ゃっていますように、そういう買い物のついでに
投票ができたとか、役所へ行ったついでにできた
とかということで、大変その価値はあるものだと
いふふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただき
ました。

メリット、デメリット、双方お聞きしたんです
が、経済的な予算的なものは多額にかかるという
ご説明をお聞きいたしました。ショッピングセン

ターに設けるとなると、無線LANだと、多分先
ほどの説明にもあったとおり、いろいろな防犯上
の理由も含めてということで、多分、有線のLAN
を設備しないとということだと思います。あと
は箱物の準備であったりとか、さらに先ほど言っ
た人件費とかかかるということでご説明いただい
たと思うんですが、例えばショッピングモール、
センターにかかわらず、地元の地域のもともとあ
る箱物、公民館等にこういった有線設備がついて
いるような公民館等はあるのかないか、お伺い
いたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） お答えを
申し上げます。

何年か前に、住民票の発行ということで西那須
野地区の南公民館、それから黒磯の鍋掛公民館に
はそういう有線が行っていたと思います。今、そ
れがどうなったかはちょっと調べてはございませ
んが、そういう住民基本台帳の線というかシステ
ムが行っているところであれば、接続は可能であ
るといふふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 先ほど、平山議員のとき
にも説明あったと思うんですが、これは期日前投
票所にかかわらず、共通投票所に関してもという
ことで、共通投票所は本市に住む市民が本市の投
票所のどこでも投票できるシステムということな
ので、大体、公民館等が指定場所になっておりま
して有線LAN、そういったものが全て入ってい
ないということで、ただ、2つの公民館にはある
可能性があるというご説明いただきました。

であれば、期日前投票を踏まえた中で、南公民
館、あるいは鍋掛公民館等をチェック、調査して

いただいて、その中でその時代に沿った流れで、ひょっとしたら期日前がはやり出せば、国の予算がつく等々も鑑みまして、試験的にそういったところで期日前投票を行うことも可能だと思います。

ちなみに、南公民館、鍋掛公民館の参院選の投票順序はあえて言いませんが、そういったところも見て試験的にやっていくことは可能だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） ご答弁申し上げます。

そういう有線等が行っていれば、パソコン等の接続は可能であります。ただ、公民館等に設置するものがあるのか、商業施設等に設置したほうがいいのか、どちらが投票率に向上するのか、いろいろ、私ども、選挙管理委員会は4人の方の合議体でございますので、そういう中で今度、予算も伴います。

その辺も財政当局のほうとも協議しなければなりませんので、投票率向上のために何が一番いいのか、今後そういう共通投票所も法律改正になってございますので、委員会の中で検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ぜひ検討していただきまして、期日前投票自体は周知がされてきておりまして、4カ所の投票所だったものがショッピングモールになるとさらにふえるという可能性もございますけれども、そういった投票所から実際4カ所の会場まで遠い地域にたまたま有線LANがあるということなので、試験的に試すことは可能だと思いますので、ぜひ考えてみてください。そういった共通投票所も含めましての課題をお聞きい

たしました。

それでは、主権者のほうにちょっと入ってきたいんですが、今回の18歳選挙権において、初めて18歳の子たちが投票に行ったと思います。その投票に行った子どもたちがどのような考えを持っているかの意識調査等を行ってみてはどうか、考えをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 市独自の意識調査をやってはどうかということでございますが、今までの国政、県政、いろいろな選挙ございますが、メディアのほうとか、新聞社等を含めて、いろんなアンケート調査をやってございます。その中で、10代、20代、30代、そういう年代のほうが高いというような結果は、同じような形で出ておりますし、18歳、19歳についても、ある程度、新聞社等でも調査をしております。

結果的に、同じような何ていうんですか、成果が出ているような状況でございますので、市独自でやってはどうかということでございますが、やはり全体的に同じような傾向を多分示すと思いますので、国、県等がやった数値等を参考にしているほうが予算の関係もございまして、その辺はどうかなということで、今後、選管の中で独自にやって、それについてこういう手法をとってやったほうがいだろうというようなことにつながるのがあるのかということもありますが、今までの傾向からしますと、委託料とか、そういうことも考えますと、限られる予算の中でやっておりますので、なかなかその辺、補助等もありませんので、委員会の中で検討はしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番(齊藤誠之議員) 意識調査に関しては、そういったいろいろな紙面だとか、国のデータがあるということで理解をするんですが、では逆に、逆手にとって、選挙を経験してみても若者が考える、18歳、そういった若者が投票に行くためのアイデアを市内にかかわらず、全国的に公募をして、そういった意識調査も含めて公募してみるのはいかがかどうか提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(稲見一志) 若者からのアイデアの募集ということでございます。市のホームページを使ってそういう募集をするのも一つの手でございますし、あとはSNSとかの発信をして、若い人からそういう意見を求めるということも一つの手だと思います。

いろいろなご提案がございますので、委員会のほうにもそういう状況がこういうことだということで議員さんからの提案があるということでお伝えをしまして、今後どういう手法で率を上げるかという中で、一つの検討材料とさせていただきますと思っております。

以上です。

○議長(中村芳隆議員) 4番、齊藤誠之議員。

○4番(齊藤誠之議員) 最初行くためには、多分、どうやっていくんだろうという不安もテレビ等々でも紹介されていました。行った中で、経験した中で、どういったものを感じたか、そういったものを受けながら、自分たちが投票に行く大切さを思いつつ投票所に向かう、そういった気持ちをぜひ啓発できるようなどを若者の意見をかりて推進していただきたいと思います。

もう一つ、今回の選挙も含めてSNS等は選挙活動運動につかれましたは結構使われていたんで

すが、ソーシャルメディア等の機材を使って投票率向上に努めていくことは今後重要だと思います。その考えについてもお伺いしたいと思います。

○議長(中村芳隆議員) 答弁を求めます。
選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(稲見一志) ソーシャル・ネットワーク・サービスでございますが、市のホームページ等にも幾つか立ち上がっております。その中の一つを選挙管理委員会として設けて、そこからいろいろな情報を発信することは可能だと思います。

また、それがフェイスブックとか、そういうふうにつながって、登録された方から次の方とかと広がっていくというようなこともございますが、国の選挙ですと、ある程度有効かもしれませんが、市内の選挙だと枠が限られちゃったというふうになりますので、それがまた違うほうに波及することもあります。そういう今、手法もだんだん取り入れてきている市町村等もあると思います。一概に、ここでできますということはちょっと申し上げられませんので、委員会の中で検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長(中村芳隆議員) 4番、齊藤誠之議員。

○4番(齊藤誠之議員) 全国的にやるのはわかるんですが、選挙に行こうと書いてあったとしても、なかなか押さなかったり、見られなかったというところもあると思います。例えば、那須塩原市と入ってみれば、初めて押してみようというところもあるとございますので、国に頼らず、自分たちの地域で使えるものであればということで、ぜひ検討していただきたいとございます。

これまでもたくさんの啓発に尽力をいただいているということでご答弁をいただきました。今後の投票率向上についての手法についてを今回お伺

いしましたけれども……

〔「地震だ」「揺れてる」「地震だ」と言う人あり〕

○4番（齊藤誠之議員） 進んでいます、時間がとめてもらっていいですか。ああ、揺れているんだ。

○議長（中村芳隆議員） 地震の結果については、今、総務課長が調査しておりますので、一般質問を続けてください。

○4番（齊藤誠之議員） いいですか。

○議長（中村芳隆議員） はい。

○4番（齊藤誠之議員） ありとあらゆる手法を用いることは、大変労力と費用がかかってしまいます。お金をかけることがどこまで必要かを考えると、その感じ方は千差万別であると感じます。また、根本的には選挙自体の必要性や社会への参加をしていただき、将来にわたっての関心ごとにしていかなければならないと思います。

それでは、もうちょっと突っ込んだところへ入っていきたいと思います。若者、または有権者の政治離れについて、本市の考えをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 若者の選挙離れについてということですが、国等のアンケート調査の結果からも、10代、20代、30代の方、そういう若年層のほうが低い投票率の結果となっております。

選挙を行うということは、政治を行う方を選ぶのが選挙でございまして、間接民主主義ということで、今、こういうふうに来ているわけですが、やはり投票率が低いということは、その政治に参加する方が少ないということで、いろいろな方の意見が反映されないということになって

きてしまうと思いますので、やはり最終的には主権者教育等を充実して行って、みずからやはり投票所に行って、選挙の基本は本人が選挙の当日、選挙人名簿に登録されている投票区の中の投票所に行って投票をするというのが基本でございます。

ですから、期日前、不在者投票のというものとはちょっと例外的なものでございますので、その辺が今の流れの中で何ていうんですかね、かたい形になっているということで取り入れられない、若者については取り入れられない。先ほど、不在者投票のやり方が面倒くさいとか、そういうことが多々ありますので、国のほうでもある程度、今後改正をしていくようなことを新聞等でも読んでおりますが、今ある中で選挙の若者離れということとはもうここ最近始まったことではありませんので、やはり選管としましては啓発活動を中心に意識の啓発というんですか、それをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 確かに、今おっしゃるところは自分たちでも胸が痛いところではございますが、そういった中も踏まえまして、もう1個ちょっと聞きづらいところをお聞きしたいんですが、根本的に各地区の自治体での選挙が行われたときに、投票率の上がる、高いほうがいいと思われる理由はなぜであるか、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） やはり、選挙は政治を、何ていうんですかね、政治を行う代表者を選ぶということになっておりまして、その代表者を選ぶ底辺が低いと、その地域の意見が

やはり反映されないのかなというふうに思います。

そんなことで、70年、選挙年齢が引き下げられないで、今に来て、今回上がったということで、国のほうとしても、やはり若い人が選挙離れをしているということで選挙年齢も2つ下げたと、2歳下げたということでございます。いろんな手法で国等も考えてきてございます。

そんな中で、選挙の基本というものをやはり振り返っていただきたい。選挙権を取るのには、先祖たちが相当な闘いといたしますか、選挙の運動をして、勝ち取った選挙権でございますので、その辺のことをもうちょっと振り返っていただきたいなというふうに思っておりますが、一つは主権者教育の中で、ある程度、そういう振り返りをさせていただきながら、今後、選挙ということは政治に参加をしていく、参加する代議員の方を選んで、自分たちの考えを伝えていって、そのまちな生活、自分たちの生活をよりよくするためにやっているんだということの認識を深めていただきたいということを、何らかの形で訴えていかなければ投票率というのは上がらないと思います。

国によっては、義務制というようなこともとっている国もございますが、日本国としては、そういうことで間接民主主義の制度でやってございますので、その辺、今後の選挙のほうの改正はそんなには変わらないと思いますが、そんな中で率アップのために、何らかのいろんな手法をもって努力をしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

- 議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。
- 4番（齊藤誠之議員） 聞いておきながら、大変厳しいお言葉をいただいたような感じはいたしますが、実際、市民の代弁者として私たち議員がしながら、行政のつかさどる機能に対してチェック

機能を働く、あるいは市民のお言葉を一つ一ついただいで行政に届けるという役で鑑みますと、間接的に行政の関心度、政治に関する、そこに取り巻きに関する全てにおいて、若者たちはまだ生活も持っていませんし、親からいろいろと助けていただいで育っている最中でございますので、そういったところも関心に移り変わり、そしてそれを私たち議員がどういうふうに行政に対して提言をし、そして行政が進める施策に対して、イエスを出すか、ノーを出すかということをやっていくことによって関心が上がり、それが結果として選挙という形になったときに初めて投票率に反映されると、そういう形で自分も考えております。

行政のみならず、私たちの関心を上げるところも含めて投票率が高いということは、それだけ行政や政治に関心がある反映でもございますので、そういった意見をお聞きしたということで、私も同じ意見を考えておりました。

そういったお話をいただいた中で、先ほどの主権者の教育についてなんでございますが、先ほど、出前講座等、いろいろとご意見をいただきました。今現在行っている主権者教育については、高校生以上に対しては、いろいろと啓発を行っているという取り組みがございましたが、昨今、隣の那須町の町議会においてでは、高校生を議会に傍聴させているという取り組みを行っております。こういった取り組みに関して、啓発の一環として行ってみてはどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

- 選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 高校生を議会に招くというような手法ということでございますが、一連の流れとしますと、先ほど申しましたように、立候補される方の演説等を聞いて、どういう方を選んでいいかということで投票するわ

けですね。その投票に際して、本物の投票箱、記載台を通じて、実際の模擬的なものをやる。その方たちが、今度は議員さんとしてとか、市長として選ばれた場合には、この議場に来て、そういう質疑、答弁を行うという形になると思います。

主権者教育としましては、今言ったように、最終的には模擬投票、それから模擬議会というんですかね、そういうことまで一連の流れの中であると思います。模擬投票とかにすれば選挙管理委員会の管轄になりますが、模擬議会となると今度は議会事務局のほうとか、そちらの形でのタイアップも必要ということになってくると思いますので、それを私どもが議会に対してはちょっとここでは答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 選挙管理委員会のできること、できないことというのを線引きがちょっとあれだとは思いますが、傍聴に関して、議員が何を行っているかというところも一つの啓発に入るのではないかなと思ひまして提案させていただきました。

主権者教育につきましては、先ほども言ったとおり、高校3年生の年代から投票ができるようになった。これから下積みに関しまして、いろいろなさまざまな下の年齢の人たちに主権者教育ができると思います。

高校生に対して行っている授業もそうだと思いますが、小中学生に対する取り組みについても伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） お答えを申し上げます。

先ほど、平山議員のほうにもお答えしたとおり、

選挙管理委員会としましては冊子の配布を行ってございます。小学校6年生、それから中学校3年生に選挙の冊子を副読書というんですかね、そういう形で配らせてもらっております。

あとは、主権者教育ではございませんが、啓発の一環として、毎年夏休みに、選挙の啓発のポスターの募集ということで、毎年100点以上の募集がでございます。今も各学校から届いてきているような状況でございます。それは県の審査、それから国の審査まで行って、優秀賞が結構出ているような状況でございます。全小中学生にクリアファイルを各自、優秀賞のもののポスターを印刷して、毎年配っているというような状況でございます。うちとすれば教育という中ではないんですが、啓発の一環としてバックアップしているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時40分

○議長（中村芳隆議員） それでは、会議を続けます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 義務教育レベルでの主権者教育という観点から、ちょっとお話をさせていただきます。

若者の政治離れの根底にある部分は、おそらく本人が身近な生活との距離が非常にあるというのが現実にあるのではないのかなと思います。

その点も含めまして、直接的には主権者教育につながる部分とすれば、社会科あるいは公民の時

間での直接の勉強ということになりますが、そのベースとなる部分として学校で行っているものとするれば、学校生活あるいは学級生活の中での課題を取り上げて議論し合う話し合い活動、そういったものが身近な問題に対して意識を持って解決するために、どう過ごせばいいかということを考えて行動すると、こういったことが主権者教育のベースとして大変有効になるのではないのかなというふうに考えております。

あわせて、ふだんからやっぱり身近な自分が住んでいる地域の問題、課題に目を向け、そしてそこに何らかの形でかかわるといふ、そういった経験を積んでいく、そういったことが、やがて世の中の課題に対して関心を強く持つ。やがては政治に対して意識が高まると、そして最終的には投票行動にまでつながると、こんなふうになるのではないのかなと思いますので、直接的な主権者教育は無理にしても、その素地となる部分、それにつきましても、もっともっと積極的に子どもたちが地域の中で活動する、体験を積む、そういった機会をふやすこと、これが大変重要であろうと、こんなふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。

ぜひ間接的とはあれ、社会の一員となっていく過程の中で、できる教育を率先して取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

たくさんの質問をさせていただきました。先ほどの今ほど聞いた主権者教育を学校等で行うということは、政治に関心を持たせる大きな機会であると考えます。それにより社会の課題に接し、向き合うきっかけとなれば、おのずと社会の一員としての自覚が育まれていくことになるはずで、将来の有権者の意識の醸成は、知識の伝授だけで

はなく、参加体験型の学習や政治的判断能力の育成を視野に入れた取り組みが求められてきています。引き続き参加体験型学習を取り入れた特別活動や総合的な学習の時間を取り入れていただければと思います。

また、ひとつ提供なんです、啓発についてもこんな取り組みが行われているところもございません。選挙の投票率向上につなげようと、民間団体が投票所の場所を示すために矢印を書いて、「投票所はこちら」と「投票所あちら」という看板をつくって、投票所までの道のりを案内する社会実験に取り組んでいる団体がございます。

実際、これを一番最初のきっかけに起きたのが横浜の市長選でございました、2006年。同市で取り組んだ活性化に取り組む団体が考案したものなんです、それを行ったことによって、全体では前回より3.19%投票率がおこってしまったんですが、その地区だけは4.07%向上したという実証の実験もございます。

実際ちょっと調べさせていただいて、横浜以外でということで、京都府で行った実例がございませう。これは選挙管理委員会がキャンペーンとしてそういった啓発にかかわってくれる団体を募った事業でございまして、1事業につき10万円までで上限が30万円の予算を用意して、京都市内に在住する大学生、短期大学生が構成員の過半数を上回るのを条件、あるいは規約、定款等を整備し、団体の意思決定、金銭の出納についても定め、過去1年以上団体として活動実績を有するという条件のもと、京都府が実証実験をしたところもございませう。

これは残念ながら今回選挙戦、参院選で試したんですが、その地区の投票率を見たら0.04ほどおこってしまったと思うんですが、ただ、若者が投票率向上のために選管が提示したものを利用し

て、どうやったらその地域に投票に行くんだろうと、そういった考える自己啓発、あるいは自分たちが関心を誘うには、やっぱり同じ若者たちということで、その中での輪は確実に広がると思います。

こういった取り組みを選管としても、なかなかやるための一歩踏み出すまでには時間がかかると思うんですが、学生も大学が地元でないというところもございしますが、ぜひこういった団体を募って、若者の啓発を一緒に取り組んで、選挙あるいは投票ということに関心を持つ行動を培うきっかけとして取り入れてみてはということで、ひとつ情報の提供をさせていただきました。

最後になりますが、今後も選挙に関心が上がるイコール投票率向上するために、選挙管理委員会としての考えを最後お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（稲見一志） 今度の投票率の向上ということの取り組みはどうかということでございますが、先ほど申し上げましたように、投票率のアップは全国市町村の、どこの市町村でも思っていることでございます。選挙期間中はもとより、選挙期間以外にも常時な啓発が必要だと思えます。市町村によっては市の広報紙に毎月掲載するとか、それからホームページにそういうものを記事を載せるとか、いろんな手法はあるかと思えます。

やはり、啓発によってきっかけづくりを行ったほうがいだろうというようなアンケートの調査も出ておりますので、その辺は委員会の中でどういう手法がいいかということで、率アップのために検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ぜひそういった取り組みをしていただきたいと思います。

あと一つ、情報提供なんですが、選管のホームページを見たときに、今回、最後に今言おうと思ったんですが、各種選挙の執行や選挙人名簿の調整とか書いてあるんですが、選挙の啓発の言葉が抜けているんです。23年の10月でとまっていますので、ぜひ書きかえていただいて、啓発活動を根本的にPRするというので、一度ごらんになってください。

選挙管理委員の役割におきましては、今言ったとおり、いろいろなものがある中で、最近にしましては市民に対する啓発が大部分を占めてきたと思います。今回さまざまな答弁をいただきましたが、やることの重要性和投票率の因果関係が不明瞭なところも実際ある中で、取り組みによって全ての要因が重なって、初めて投票率や社会参画の意識が向上してくるのかもしれない。

その要因には、私たち、こちらに座っている議員、選挙で選ばれる者の力量であったり、魅力であったり、考えであったりと、候補者一人一人の責任があることも自分では肝に銘じてございます。私たち議会でもできる取り組みを含めて、政治への関心や選挙での投票率向上、そして社会への参画をふやせる取り組みをともに目指していければと思っております。今後も、これらを踏まえての選挙管理委員会の取り組みに期待をいたしまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、2. 那須塩原市の樹木整備について。

市内には人の生活にかかわるあらゆる場所に樹木が植えられております。本来は景観としては、あるいは安らぎを与えていた樹木であります、年数がたち、当時とは反対に落ち葉の処理や樹木

の老齢化、あるいは伸びてしまった枝が通行に支障があり、苦情の原因となることがふえてきました。今後、これらの樹木の整備については大きな課題になってくると考えられることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)街路樹の整備について。

①本市においては、市道沿いには身近な緑をふやすため、街路樹や植栽が施されているところが多いと思いますが、現在の管理状況についてお伺いいたします。

②道路沿いの歩道では、枝や幹ごと根こそぎ伐採をされて、惨めな姿をさらしている街路樹等も多く見られます。これも市民の要望等があり対応をしているとは思いますが、まちや道路の景観を損ねているのが現状であると考えられます。今後の対応をお伺いいたします。

③市の管理する道路によっては、市民の住宅や民間の敷地からはみ出した樹木により歩行者や車など、通行を妨げる要因になってしまいます。現在の管理方法と今後の対応についてお伺いいたします。

(2)住宅や空き地に関する樹木等について。

民間で所有の樹木等について、害虫被害や野鳥の被害などの苦情などに対する本市の対応をお伺いいたします。

(3)学校施設内の樹木の管理について。

市内の学校施設内に樹木がある場所もごさいます。この樹木について、現在の管理方法と今後の課題についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） それでは、2. の那須塩原市の樹木整備についてお答えをいたします。

初めに、(1)の街路樹の整備についてお答えを申し上げます。

まず①の市道の街路樹や植栽の現在の管理状況についてですが、街路樹のうち、低木の刈り込み及び植樹ます内の除草については年2回程度、中高木の剪定につきましては随時、いずれも委託により実施しております。そのほか、必要に応じて害虫の防除についても委託により実施しております。

次に、②の枝や幹を伐採した後の対応についてですが、ご指摘の街路樹につきましては、落ち葉及び害虫の発生や道路の見通し確保など、住民からの要望によりまして伐採を行ったものであります。伐採後の対応につきましては、順次切り株の撤去と植樹ます内の舗装を行い、歩道として有効活用したいというふうに考えております。

最後に、③の民地から市道にはみ出した樹木に対する現在の管理方法と今後の対応についてですが、民地内の樹木は基本的にその所有者が管理すべきものでありますので、広報や市のホームページなどで樹木や雑草が市道にはみ出さないよう、適正な管理をお願いしているところであります。

また、歩行者や車両の通行を妨げております樹木などを把握した場合には、所有者には直接対応を依頼しております。民地内の樹木は、基本的にその所有者が管理すべきものでありますので、今後も現在の対応を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中村芳隆議員） 生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 続きまして、(2)の民間所有の樹木等について、害虫被害や野鳥の被害などの苦情に対する本市の対応についてお答えをいたします。

まず、害虫被害についてであります、毛虫や

蜂などの害虫の駆除があった場合には、まず現地を確認しまして、樹木の所有者へ苦情があったことを伝え、駆除のアドバイスができる県の相談室や駆除ができる業者を紹介して対応をしております。

また、野鳥の被害につきましては、ここ数年寄せられた経緯はありませんが、苦情があった場合には害虫同様、同じような形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 教育部長。

○教育部長（伴内照和） 最後に、(3)の学校施設内の樹木の管理についてお答えをいたします。

樹木の管理につきましては、その状況や程度に応じまして、学校または市の教育委員会において対応しているところです。簡易な枝の伐採とか落ち葉の処理につきましては学校が行い、樹木の幹や高所の枝の伐採等については市の教育委員会、また樹木の害虫対策についても教育委員会で行っているところです。

学校施設内の樹木につきましては、巨木化や過密化、これによりまして管理が困難になってきているというのも現状でございます。また、高齢化によりまして倒木や枯れ枝の落下の危険性が高まっているというような場所もございます。学校の緑化、それを維持しながら、いかに適切に管理していくかが今後の課題ということで考えております。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時03分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今、各部からのご説明をいただきました。

一括して質問に入る前に、各課においてなんですが、これから秋に向けて蜂の被害が、蜂の巣がこの間ちょっとPTAの奉仕活動でも蜂の巣を見つけて、日曜日に行ったものですから、誰に連絡していいかというところがあったもので、民間でちょっと知り合いがいたので対処したというのもございました。連絡手段も含めて、巣が作りやすい場所の点検を一度見ていただいて、早急に対処していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、再質問、入らせていただきます。

(1)の街路樹の整備についてです。

現在、道路課のほうで管理している街路樹の本数や樹種がわかればお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 街路樹の本数と樹種ということでございますが、現在把握しております街路樹の本数は、26年度末の数字ということになりますが、市内全部で2,748本ということになりまして、樹種につきましてはトチノキ、それからナカマド、桜、シダレザクラなどがございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 結構な本数を管理されているということがわかりました。

続きまして、街路樹や植栽の役割についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 街路樹の役割ということ

でございますが、街路樹につきましては幾つか役割がございます、まず町並み、沿道景観、そういったものをきれいにさせる景観、それから環境ということで緑があることによりまして木陰ができると、そういった日差しを和らげたり、ヒートアイランドの緩和ですとか、CO₂の吸収ということでの環境、それから車と歩行者の分離ですとか、それから並木があることによりまして、光とか、そういったものを誘導するという事で視線の誘導、それからヘッドライトの防眩効果と申しますか、そういったもので交通安全の向上という交通安全ですね。

それから、4つ目が防災ということですが、これは例えば火災のときに延焼を防ぐとか、そういった熱を吸収するとかというような役割もございまして、5つ目としましては健康づくり、レクリエーションというような役割もあるということで、散歩をする際のそういった精神的な充実感というか、そういった木があることによって気持ちや和らぐと、そういうような役割もあるというようにございまして。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） たくさんな役割があるということで、昔の道路開発におかれては、いろいろな場所に植栽や街路樹が植えられたという経緯が理解できました。

一括して再質問にしたいんですが、まず②の必要性があった街路樹が視認性の悪い状況であるということで伐採をしている場所に関しては、ご答弁いただいたとおり、今後埋めるなり舗装をし直して、歩道で有効活用するという事で、こちらはできれば早急に対応していただきたいと思っております。実際、夜になると見えなくて、ちょっとお酒飲んだ人なんかだと、結構転んでいる人もいますので、そういったところも気をつけていただきたい

と思います。

そして、大体のケースにおいて街路樹が植えられている場所というものは、ある一定の条件があって植えられていると思うんですが、植える際に歩道や交差点、あるいは横断歩道付近に関して街路樹を植えるに当たっての基準などがあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 先ほどもちょっと言いましたけれども、街路樹は見通しを遮るということがありますので、交差点とか、そういった乗り入れの際に、そういった視認を妨げるような場所には設置しないということになっておりますので、そういったところにはそういう遮るような植栽はしないというような形でやっております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） そういった対策はしているということなんですが、一部か二部、ちょっと植栽が出て視認性が悪いところが実際あるということも含めましてご報告いたします。

それでは、そういった手入れのほうに関してなんですが、まずお伺いしたかったのが、民地から電線、架線を通り越して枝が市道に出ていると、そういった場所が数多くあるんですが、そういった場合についての対処はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 民地から道路のほうにはみ出している樹木の対応というところではありますが、こちら、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、原則的には所有者が対応すべきものでありますので、今すぐ危険な状況ではないけれども、何がしかの影響があるような場合には市のほうか

ら所有者の方に、地元の方であれば直接お会いして事情を説明しまして、伐採していただけるようお願いをする。

それから、不在の方ですと、なかなか現地の状況がわからないと思いますので、写真等を添えまして、対応していただけるようお願いの通知を出させていただいているということで対応しております。

また、緊急に対応しないと交通の例えば事故とか、そういったものの危険があるというような場合には、そういった連絡をして対応を待っていることができないという場合もありますので、そういったものにつきましては、これは例外的といいますか、緊急避難的と申しますか、そういった事情で市のほうが直接、直営で切るか、あるいは業者さんに委託をして、すぐ危険な部分だけの対応ということで、そういった対応をしている場合がございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 当時、架線にかかったものに関しては東京電力等々、電力会社にお問い合わせというものもあったんですが、その辺はどうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） すみません。架線にかかったものというところでは、架線も電気、東電ですね、それから電信、NTT等がございますので、これはなかなか見てすぐにどちらのものというのが判断がつかないと思いますので、電線等にかかっている場合には、基本的には東電さんなりに電話をして、すぐに対応していただけるようお願いをするということで、東電さんなりが現場を把握して、例えばNTTさんのものであるというよ

うなことであれば、NTTさんにそちらから連絡をとって対応していただけるような現場での対応をしているということでもありますので、もし市民の方がそういったものを見たような場合には、市を経由でも大丈夫ですし、それからあるいは例えば倒れそうで、もうひっかかっているというような場合には、直接、東電さんのほうに連絡していただいても対応していただけることにはなっております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） いろいろな対処法があるということでお聞きいたしました。

今回、木々に関しましては、どうしても皆様の目線に関しては乗用車あるいは自転車の高さとか、歩行者の目線であるということがどうしても多いんですが、市の中には大型のトラックやダンプカーが通っている場所がございます。つい最近では、前のトラックが折ってしまった枝が後ろの通行帯に走っていた車、そういったものに当たってという事故が発生していると、そういったものがあつたときに、民地の木だから市道に入っている分に関しては、お願いはしているけれども、事故が起きてしまったときにどういった責任になるのかと、そういったものも考えときに、考え過ぎというよりは、それだけ木々が伸びてしまって、木のアーチというところもありますし、トラックというのは一番高くて車高が3.8mあるんですね。ダンプカーの上の横っちょも一緒なんですけれども、そこで正直な話、枝をかいてもらっている現状なんです、狭い道路に関しては。

そういったところも考えて、実際にもう一度ちょっと外側線もまたいで高さが間に合っていない、実際、トラックが黄色い線をまたいで走っているのが実情なので、そういった部分に関しては一気に手入れをしてみたらどうかと思うんですが、ご

意見を伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） ただいまのご指摘につきましては、ことしの2月、黒磯西岩崎線でありました。指摘のように、前のトラックがひっかけていって落ちたところに、後続の車のところにその枝が落ちたということでフロントガラスが割れたというふうな事故があって、それらにつきましては、そういった緊急に点検しなければならないんじゃないかということで、支所を含めまして、そういった通りが多くて、そういう危険性のある路線をちょっとピックアップしまして、そういったところを緊急に点検をしました。

本当に今すぐ危ないところにつきましては、何回も繰り返すになってしましますが、本来は所有者の方が対応すべきものであります。私のほうも、ただ単純にそれを切っていいかということになりますと、もう法的には本来問題がありますが、これをそのまま見過ごすことになると、市のほうの責任も問われるということがありますので、こういった緊急避難的なものに限っては市も緊急に対応しなければいけないということで、そういったところについては何か所か、大きな枝等を切らせていただいております。それからまた、今すぐではないけれども、将来的にはもしかすると垂れ下がってきてぶつかったりする可能性があるんじゃないかというようなところにつきましては、先ほど言いましたように、所有者の方を調べて、今回、西岩崎線については約20件ぐらい連絡をとらせていただいております。

ただ、なかなか実際にすぐに対応していただけないので、今すぐ危険ということではないんですけども、なかなか実際には不在の方は対応していただけない状況が多いのかなという感じはして

おりますが、うちのほうもそういったところにつきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、道路の建築限界というのをごさいますて、それは4.5mの高さ内ですね、その中に入らないように、道路管理者としてはその高さを確保しなくちゃならないというのがあります。その中に入らないように確保しなくちゃならないもんですから、そういったものについては、適宜パトロール等において確認をしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ちょっと時間がなくなってしまったので、ぜひそれだけもう理解をしているのであれば、早急に対処していただきたいと思っております。

あともう一つ、外側線が引いてある場所に、田んぼをやられている農家の方々の草木がやっぱり生えてしましまして、外側線が消えている状況もごさいます。こういったところにもしっかりとお願いしていくのも必要だと思っておりますが、ご意見お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） おっしゃられたような場所は、市内にも多分数多くあるかと思っております。これにつきましては、そういったことによりまして例えば走りづらいついとか、そういった状況になっているところにつきましては、うちのほうのパトロールで気がついて対応できるものについては、その都度、直営等でやっておりますが、なかなか路線数も多いので、回り切れていない部分もありますので、そういった今すぐ対応していただいたほうがいいんじゃないかというような場合には、市のほうに大変面倒でも一報いただければ、うちのほうですぐ現場を確認した上で必要な対応という

ものをとらせていただければというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今、数々のご答弁いただきました。街路樹という仕切りと、今の民地からという話はちょっとかけ離れてしまうんですが、街路樹においても同じように車幅をふさいでおりまして、それによって交通が不便になっている場所も多々ございます。本来であれば安らぎと、そういった日陰とかで効果があった街路樹なんですが、不要論がどうしても後押しして、とても寂しい存在になっていることはおわかりのことと思います。

ぜひ、あり方を考えて、今後手入れをするなり、あるいは植えていく等々はまた道路管理者の考えだと思いますが、町なかの景観を形成して、人と自然が共有できるような管理をお願いしたいと思います。

続きまして、(2)の住宅にかかわる樹木についてお伺いいたします。

民地での相談等が寄せられることが多いと思います。こういった、隣人同士ならすぐに話し合っ解決に至ることが多いと思いますが、土地の所有者がわからず、調べた結果、遠く離れた自治体に住まわれている方がいると思います。

そこで、そういったところに郵送の案内を送っていると思いますが、郵送についての方法についてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 議員ご承知のとおり、民間の間の民民の問題ということで、市役所が直接介入というところはなかなか難しいところではありますが、トラブルの中で隣の所有者がわからないという場合には市のほうで所有者を調べまし

て、相談者の意向を酌んで所有者宛てに通知を出しているところであります。

内容的には、所有地の管理に関するお知らせということで、対象となる土地の所在、それから問題となっている土地の状況を写真を添えて送ると。それから相談者の希望というところで、相談者がどうしてほしいか、例えば木を切してほしいとか、草を刈ってほしいとか、そういう内容を添えて、相談者の連絡先を記入して所有者のほうに郵送をしておるところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） そういった、先ほど道路課のほうでもありましたけれども、なかなか返答が来なかったりといったときの第2弾としての感覚みたいな決まりがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 確かに、ちょっと統計的に申しますと、昨年度、相談件数119件ありました、木を切ってくれとかですね。その中で通知が戻ってきてしまったというのが27件ほどございます。なかなか進展しないという中で、先ほど申し上げたように、市役所としては直接介入ができないという中で、最終的には弁護士さんを相談している形で、具体的には社会福祉協議会のほうで弁護士無料相談というところを開いております。そちらの紹介でありますとか、それから法テラスという国が設けた法的な苦情、トラブルの案内所がございます。そちらを紹介しているという形になっております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 帰ってきてしまった郵送に関しては仕方ないと思うんですが、それ以外に関しても、所有者がその郵送を受け取ったかどうか

だか、そういった状況を把握しているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 繰り返しになりますが、27年度相談件数119件、通知を出しまして戻ってきたのが27件ということで、戻ってきていないのについては原則届いているというふうに判断しているところなんです。ただ、普通郵便で送っておりますので、書留ではありませんので、確実に相手方が読んだかどうかというところまでは確認していないのが現状でございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ぜひ、帰ってきてしまったのは、先ほども言ったとおり、仕方ないんですが、状況、受け取ったかどうかを考えて、多少お金はかかってしまうんですが、相手が受け取ったかどうかの判断をして、先ほどの希望等を入れていただければ、もうちょっと円滑に話が進むのかなと思います。

市民の方が相談しに行って、市のほうでは1回だけ所有者を検索し、お手紙を出しますと言った後の結果がなかなか続かないと、市民の方は言って安心したまま、どうしていいかわからないという現状もございますので、この辺に関しましてはちょっと対処のほうを改正していくことを考えていただければと思います。

実際、市民の方が生活課に言えば何とかなるといふ思いで言っているところがあり、実際説明されると、そんなことがあるのということもあると思うんですが、どうしても相手が東京とか、あるいは関西とか、そういったところの所有者になって、高齢者、年齢が上がってしまって、もう動くことができないし、頼むこともわからないということも逆に相談される可能性もございますので、

そういったことも鑑みて、お互いの双方の希望をかなえられるような体制もとっていただければと思います。

こちらのほうも時間がないので、閉じさせていただきます。

最後なんです。学校施設内の樹木の管理についてご説明をいただきました。種々の課題を部長のほうで答弁ございましたが、その課題を解決するためにどのような取り組みを考えていくかをお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 課題解決の取り組みということで、特に長年老齢化した樹木が枯れてきてしまうということで、児童生徒の安全確保というのが一番問題だと思っています。

そういった中で、定期的に樹木の伐採等を行っているんですが、多くの木が地域の方の厚意によって植えられたもの、例えば記念樹であったり、そういったものについての伐採というのが非常にやはり教育委員会としても気を使わせていただいています。そういったところを互いに理解を深めながら、子どもたちの安全というのを優先に、今後管理できればということで注意は払っていきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今、答弁いただきました。

部長が言ったとおり、私も全部切ってくれという意味ではなくて、せっかく育った木が子どもたちに迷惑を与えているという解釈がちょっと残念だなというところもありますので、僕は植樹も含めて、あるいは学校によっては、桜の木がもう絶対的に減っているところもございます。

シンボルである桜がないというのもとても寂しいことですし、PTAでも調べたときに、ソメイ

ヨシノは結構、害虫駆除が多いということで、今、ジンダイアケボノという代替種があるというところも桜の会とかを調べて出ております。植えることも必要であり、課外授業あるいは木々の必要性も学校の教育の一環だと思いますので、ぜひ危険度を排除しながら学校と共生できるような樹木管理をお願いいたしたいと思います。この項の質問は終わりにいたします。

続きまして、3番のほうに移ります。

財源確保のためにふるさと納税の積極活用を。

今後、那須塩原市の行く末を考えたときに、あらゆる手段を経て財源を確保していかなければ、今後の人口減少、少子化問題、高齢者への対応など、市民サービスのパフォーマンス低下をしていくことは明白でございます。財源の確保にはあらゆる手法がある中で、ふるさと納税は有効な自主財源であると考えます。

今後、よりクローズアップされていくふるさと納税制度について、本市のさらなる取り組みが必要であることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)平成26年10月末からインターネットによる寄附の申し込みを開始し、ふるさと納税の推移は大幅に伸びている現状にありますが、本市の所見をお伺いいたします。

(2)個人がふるさと納税制度を利用するとき、寄附金控除が最大限に適用される寄附金の控除上限額は、年収や家族構成、お住まいの地域などによって異なり、寄附できる上限が定められておりますが、返礼品を始めてからの寄附額の金額に応じた返礼品のうち、人気のあったものについてお伺いいたします。

(3)報道によると、ふるさと納税の収支がマイナスになってしまった自治体については、PR不足あるいは返礼品等の準備品についてコストがかか

り過ぎたとのことですが、本市においては、今後、返礼品の充実とともに委託業者に支払う額も含めて起こり得る問題はあるのか、お伺いいたします。

(4)ふるさと納税のピークは12月ごろとお伺いいたしました。この制度をもっと有効に活用していただくために、市内外に住む方への周知についてお伺いいたします。また、返礼品の充実に関して、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

(5)クラウドファンディングの導入についてお伺いいたします。

(6)今後、ふるさと納税制度に対する仕組みづくりをどう考えているのか、本市の考えをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 齊藤誠之議員の財源の確保のためにふるさと納税の積極活用をについて、順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)のふるさと納税の現状についてお答えを申し上げます。

本市の所見をとということですが、平成27年度は本市への寄附額が1億3,000万円を超えており、返礼品の代金や事務費等の費用を差し引いても、財源確保の手段としてふるさと納税制度による恩恵を受けていると考えているところでございます。

また、返礼品として市内の特産品等を寄附者に贈ることにより、本市のPR効果もあると認識をしております。

次に、(2)の寄附額の金額に応じた返礼品のうち、人気のあったものについてお答えをいたします。

寄附の金額が1万円以上、1万5,000円以上、2万円以上など、9つの区分でそれぞれの返礼品

を用意しております。平成27年度の実績で見ますと、1万円以上の区分ではリンゴ、1万5,000円以上の区分では乳製品のセット、2万円以上の区分では豚肉、3万円以上の区分ではローストビーフ、それより上の区分では和牛ステーキ肉となっております。食品に人気が集まっている状況でございます。

次に、(3)のふるさと納税の収支が本市においてマイナスになり得るかどうかについてお答えをいたします。

収支がマイナスになってしまう要因は、本市への寄附金の額よりも那須塩原市民が他の自治体に寄附する額が多くなってしまふことと、返礼品や委託費等のコストのかかり過ぎから考えられます。現時点では多くの寄附に恵まれ、那須塩原市民が他の自治体に寄附する額より本市への寄附額のほうがはるかに多額になっていることや、コストの面でも、返礼品や委託業者に支払う額について一定の基準を設け、寄附額に占める割合が大きくなり過ぎないように留意をしていることから、収支がマイナスになるような状況にはないと思っております。

次に、(4)の市内外に住む方への周知と返礼品の充実に関する今後の取り組みについてお答えをいたします。

周知につきましては、市のホームページやふるさと納税サイトでご案内しているほか、栃木県人会の会合などを通してリーフレットを配布しているところでございます。

また、返礼品の充実につきましては、委託事業者と連携しながら魅力ある特産品等の充実を努めており、本年4月以降では新たに3件の事業者と契約をし、返礼品のラインナップに加えたほか、既に契約をしております事業者におきましても、新たな返礼品の追加があったところでございます。

今後も、効果的な周知方法について検討をするとともに、返礼品の一層の充実に努めるため、商工会等の協力を得ることなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、(5)のクラウドファンディングの導入についてお答えをいたします。

一般にクラウドファンディングとは、一定の事業を行いたい者が希望額を示した上でインターネットなどで寄附を募り、その事業に必要なお金を集める方法を言われております。寄附額が希望額に達しない場合には寄附金を受け取れないことや、寄附者が返礼品などの見返りを求めるものではなく、事業の趣旨に賛同してもらい、寄附をしてもらう点が特徴でございます。

本市におきましても、新たな財源確保の手段としてクラウドファンディングの手法について研究をしてまいりたいと考えております。

最後に、(6)のふるさと納税制度に対する仕組みづくりについてでございますが、より多くの方が本市に寄附をいただけること、返礼品の提供事業者にとってもメリットがあること、そして本市の魅力を多くの方に知っていただくこと、この3点を意識して制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 市長からご答弁いただきました。

それでは、順次、関連性がございますので、一括して再質問させていただきます。

まず、(1)について所見を伺いましたが、なぜここまで寄附額が集まったのか、改めてお伺いしたいと思っております。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） なぜここまで伸びてきたかというお話でございますが、まずはインターネットによる受け付けをやったということ、そしてあわせまして返礼品をサービスとして提供しているといったことを平成26年の10月から始めた、それ以降、急速に寄附が伸びていますので、ここらが大きな要因というふうに受けとめています。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

取りかかりが早かったことと、しっかりとした対応をしているということが伺えました。

続きまして、(2)です。

各人気の返礼品のことについてお聞きいたしましたが、商品の中でも寄附額が一番多かった金額帯について伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 寄附額の多い金額帯ということでございますが、こちらにつきましては、平成27年度の実績において、金額帯としては1万円の金額帯の寄附が一番多かったということで、数にしまして3,000件強というようなところ、超というところがございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 前回の議会でも質問させていただいているので飛び飛びになってしまうんですが、金額帯が多いということは、そこに寄附する額が一番手ごろであるという判断にもなると思います。ぜひまたラインナップ、いろんな高級なものもありますが、その金額に落としてその種類をふやすとか、そういったものも考えていただければと思います。

続きまして、(3)については問題がないということなので、了解いたしました。

続きまして、(4)のほうに移ります。

市内外へのPRということでお聞きいたしましたが、市内に住む方への周知についてはどう考えているか、伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 市内の市民の皆様方へのPRということでございますが、現在、当然のことながら市民の皆様方からもふるさと納税という形で寄附をお受けしているというところがございます。市民の皆様から寄附をいただいた場合は、市にとっては寄附金がふえるというメリットがあるという一方で、本来入るべきであった市税のうちの控除分といったものが減少してしまうということ、あともう一つは、返礼品の調達費用等にコストがかかるといったところで、ダブルでのマイナス要因が発生するということがあるということも事実だということでお伝えしておきたいと思えます。

また、ふるさと納税は生まれ育ったふるさとへの恩返しや、頑張っている自治体への応援の気持ちを寄附を通じて実現しようという制度だということでもあるということでございます。このようなことから、大体、近隣の自治体を見ても、特に市民の皆様に向けた特別なPRといったものはやっていないというのが実態かなというふうに思います。

そんな中で、本市といたしましては、今後も市内外問わず、幅広くPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 私、これ、3回目の質問なんですが、なかなか聞きづらかったことがやっと今回わかりまして、もろ刃の剣であるということがひとつ大きいかなということと、コストに関しては全てがプラスになるわけではないという

ことがよくわかりました。程度よくということですね。ぜひ趣旨を忘れずにとすることは私もわかっておりますので、取り組んでいただきたいと思っております。

あと、前回質問させていただいたんですが、メニューの中にふるさと定期便の提案をしたんですが、その後の進捗はどうだか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） ふるさとの定期便については、6月に齊藤議員のほうからご質問をいただいた後、速やかに再度、委託業者のほうにどうなっていますかというような要請をさせていただきました。お答えとしましては、相も変わらず、現状のシステムでは定期便のほうには対応できないというようなお答えでございました。

このような定期便というのを考えているのが私どもの市だけじゃないと思っておりますので、ほかの市も同じようなことを思っていると思っておりますので、ここはシステムの改善といったものについて、引き続き強く要請をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 先ほどの前に戻っちゃうんですけども、人気商品のランキングに関しては季節ものがどうしても絡んでくると思っています。ですから、定期便を利用することによってオールシーズンで出せるものも出てくると思っておりますので、そういった手法もぜひ売り込んでいただきたいと思っております。

それでは、ちょっと時間がないので、最後のほうに飛んでいきたいと思っております。

仕組みづくりに対してなんですけど、たくさんの対策をしていく中で、本来の趣旨であれば、ふるさとを応援したいということがコンセプトなのは

わかっております。市のことをわかってもらうための提言、こういったものも必要だと思うんですが、これにかかわる各課との連携についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） この納税制度をうまく活用していくための庁内的な連携というところでのお尋ねだと思います。

今現在は、6つの使途というようなところの中で寄附をいただいているというのが実態でございますが、ここを幅広くしていきたいというような考え方を持っています。

そんなことから、市としてこういう事業を重点事業としてやりたいんですけどもというようなところで、今の6つの選択肢以外に、そういう切り口でもって市民に、市民というか納税をしてくださる、寄附をしてくださる方に問いかける、そんなような仕組みも考えていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、企画部だけでできる話じゃございませんので、各部連携する中でアイデアをいただきながら、そんな制度についても今後の研究ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ちょっと(5)飛んじやったんですが、クラウドファンディングがやるのが難しいということ踏まえて、今の(6)につながっていく質問だったんですが、実際、応援をしてほしい人が、先ほど、前回でも質問したんですけども、各課の取り組みに対して、今現在であると、例えば、前回も言った教育文化に関することだと、学校施設の充実、生涯学習、文化芸術振興等しか書いていないんです。詳しくはと書いたら、これだけ取り組んでいるんだ、じゃ、その課に寄附

しようという形になると思うんですね。

財源がすごく大切なものなので、各課で取り合っ
てほしいという意味でちょっと生活課には申し
訳ないんですけども、2年前はゼロ円でした、
分配が。実際取り組むものの内容と自分たちの施
策がどういったものに反映されるかも、実はここ
の使い道で判断できるというところもございま
すので、ぜひ企画課のみならずでなくて、各課が
連携してそこにしっかりと訴えかけていただき
たいと思ひまして、今回聞かせていただきました。
そこに関してはかなり重要なことだと思います
ので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、1億3,000万円まで上がってきた寄附金
でございますが、今後目指す目標みたいなのはあ
るか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 今後の目標ということで
ございますが、今、議員お話しいただいたとおり、
平成27年度は1億3,000万円、数にしまして6,600
件もの寄附をいただいているということでござい
ますので、今後は毎年度毎年度、前年度の要は寄
附実績を超えるようなところを目標に頑張っ
てまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ぜひ、上がれば上がるだ
け大変だと思うんですが、それだけ充実して、あ
るいは応援団がふえるということなので、頑張っ
ていただきたいと思ひます。

毎回申しわけございませんが、最後に、この制
度の意気込みについてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） この制度を担当する部局
として、意気込みのほうをお話しさせていただき

たいと思ひます。この件につきましては、6月の
議会でお答えしてから間もないということござ
いますので、同じお答えになってしまうというこ
とでご了承いただければというふうに思ひます。

まず、ふるさと納税の実態というものの、26年、
27年度でございますが、それを見てみますと、東
京圏ということで、東京、埼玉、神奈川、千葉か
らの納税が私どもの市の全体の4割でございます。
ここに関西圏ということで、大阪、京都を含め
ますと、おおむね6割がそちらからいただいで
いるというような現状になっているということ
でございます。

このことから、ふるさと納税というものは、都
市部から地方に財源が移動するという、そし
てあわせて今度は地方、私どもの市の魅力を都
市部に発信できるといったことから、私は地方創
生といったところに寄与する部分があるんじゃない
かなというふうに思っているところでございま
す。

本市では、ご案内のとおり、平成26年の10月か
らネット受け付け、そして返礼品サービスとい
うものを開始したことによって、全国からの皆
さんから浄財という形で、先ほど言ったように、
1億3,000万円もの寄附をいただいているよ
うな状況でございます。

今後についても、ふるさと納税制度の趣旨とい
ったものを脱しない範囲の中で、本市の魅力を
十分に発信できる返礼品や本市を訪れるき
っかけとなつていただくための返礼品、そ
ういったものの開発を官民挙げて進めてま
いりたいというふうに考えております。その
ことによりまして、全国の皆様から寄せら
れる浄財といったものを市民サービスのさら
なる向上、そして市民の皆さんに満足
いただけるまちづくりといったものに充
当してまいりたいというふうに考えてお
ります。これが本市における地方創生
といったことに少しならずと

も寄与できるのではないかなというふうに思っているところでは、

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 前回と一緒になんですが、意気込みを感じさせていただきました。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

総務省が6月にまとめた調査結果によりますと、15年度受入額は、前年度比4.3倍の約1,653億円、件数は3.8倍の726万件に膨れ上がったという報道があります。その中で一番人気に輝いた自治体は宮崎県の都城市、受入額はなんと42億3,100万円と受け入れ件数は28万8,000件超と、しかも一見さんのみではなく、リピーターが4割と、こういった結果が出ております。ご答弁いただいた人気の金額に関しましても、1万円から2万円のコースが多いそうです。

また、そういった中にはアンケートも随時実施しておりまして、品質面でも対応している細かな対策をしているということでございます。それぞれにおいてずば抜けているんですが、趣旨をどうこう言うと少しずれてしましますが、確かな取り組みが評価されている結果だと思っております。これだけの情報が出ますと、他の自治体もこの制度に対して本気に取り組んでくると思います。

この制度が続く限りには、毎年寄附額が増額になるような仕組みを続けていかなければならない。ましてや本市の応援することが趣旨である以上、本市の取り組みがよく見えることが一番の得策であり、返礼品も充実し、市の行政への取り組みを見せることで、やはり那須塩原市は頑張っているという評価につながると思います。

前回の質問でも、地域のまちおこしになると答弁をいただいております。各課がしっかりと連携し、この制度の充実をさせながら生かし、さらに

進化して行ってほしいと思います。これからの財源確保が難しくなる情勢の中でも、確かな収入となり、自主財源として使うことができるこの制度の価値は相当だと思っております。この仕組みについて企画部でリーダーシップを発揮し、少しでも多くのサポーターをつくり上げ、活用されていくことが続くことを願ひまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、4番、齊藤誠之議員の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 玉野 宏 議員

○議長（中村芳隆議員） 次に、22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） 22番、玉野宏です。

通告に従い、一般質問を行います。

1. 共生社会を目指して。

市長就任より8カ月が過ぎました。この間、世界ではイギリスが国民投票でEUから離脱、イタリア有数の観光地でのテロ、アメリカ大統領選挙運動中のトランプ氏の発言、日本においては相模原市の障害者施設での悲惨な殺傷事件が起きました。これらは世界でグローバル化が進む中、営利に偏った経済活動が人々の結びつきを絶ち、コミュニティを壊し、対立、分断、格差が構造化され、人々の多様な生き方が失われていく社会の中から起きているものです。

一方、先日閉幕したリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの祭典では、初めて難民チームが出場し、大きな喝采と共感の輪が広がりました。2020年の東京オリンピックでは、政府はオリンピックの遺産として、障害のある人もない人も、ともに助け合い生きていく共生社会を定着さ

せるべく、2017年より小中学校の教育に心のバリアフリー教育の学びが取り上げられる予定とのこと。本市も、東京オリンピック・パラリンピック開催目的に含まれる共に生きる共生社会を生かすべきと思います。

以下、お尋ねいたします。

(1)障害のある人もない人も、ともに助け合い生きていく共生社会を目指すことへの所感をお伺いいたします。

(2)市長は選挙運動中、庁舎建設を延期するに当たり、東京オリンピックを見据えてとの言葉が使われておりました。再度庁舎建設に取り組まれることとなる場合には、共生社会を目指す市のシンボリックな庁舎建設構想を物的ハード面、デザイン、建設資材材質、環境、職員のバリアフリーに対する意識等を市民ともども進められるよう考慮すべきと思いますが、所感をお尋ねいたします。

(3)社会風潮の影響を受けてか、一例として、支援を必要とする高齢者外出支援タクシー券や生活保護受給者への視線、青木ホースガーデンの取り組みに対して、市民の中には反感の声があります。より多くの市民に理解されるにはどのように対応されるか、お尋ねします。

(4)那珂川河畔公園に希少な生物、植生があると専門家が指摘しております。この場所を生物多様な地域を守り育てるビオトープの概念を取り入れ、人と自然が共生できる活動の拠点としてはいかがか。また、その活動に当たっては、市民ともども進められてはいかがか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 玉野宏議員の共生社会について、私から(1)から(3)までを答弁をさせていただきます。

ます。

初めに、(1)の共生社会を目指すことへの所感についてお答えを申し上げます。

文部科学省ホームページによりますと、共生社会とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会であると転用されているようにございます。

私は、公約の基本政策に「人と人が支える那須塩原市をつくります。人を支えられるのは人です。人が楽しく生きる地域をつくります。子ども、若者、大人、お年寄り、障害のある人もない人も健康で安心して生活できるまちが住みよさ一番のまちです。」と挙げさせていただいております。この基本政策には共生社会についての意味も込めたものでございます。共生社会を目指すことは、私の政治目標の一つと言えるものでございます。

次に、(2)の共生社会を目指す市のシンボリックな庁舎建設構想をとのことではございますが、現在、庁舎建設時期は延期しておりますが、庁舎建設の再開に当たりましては、庁舎は市の顔となるものであります。議員ご指摘のとおり、物的ハード面、デザイン、建設資材材質、環境やバリアフリーに対する意識等にも配慮し、県北の中心都市にふさわしい庁舎を市民の皆様とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)の市民に理解されるための対応についてお答えをいたします。

高齢者外出支援タクシー料金助成事業と生活保護につきましては、法令や要綱等の基準により、公平かつ公正に実施することが大切であると考えております。

また、青木ホースガーデンにつきましては、市内の小学生を中心に利用をされており、情操教育や動物介在療法の点で保護者等から評価をいただ

いているところでございます。今後も事業の充実につきまして検討することが大切であると考えております。

以上、市で行う事業は公平かつ公正なものとし、実施に当たりましては市民の皆様に丁寧に趣旨を説明し、理解を得ることを心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 最後に、(4)のご質問にお答えをいたします。

那珂川河畔公園に隣接する水生植物園には、希少な植物が生育しているほか、ミズバショウやハナショウブなどが植えられており、季節ごとにさまざまな花を咲かせ、来園者に親しまれておるところでございます。

ビオトープに関しましては、本来の自然環境そのものから人工的なものまで、幅広い解釈がなされているところがございますが、生物多様な地域を守り育てるという点では、既に園内の一部は市民団体によりホタル川として整備が行われており、人と自然が共生できる場であると認識をしております。

この場所を活動の拠点とするか、また、その活動に当たり、市民ともども進めていくかにつきましては、既に活動している市民団体とよく協議し、専門家等の意見も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） (1)の再質を行います。

障害を持つ人をどう見るか、障害者をハンディキャップを持つ人と表現する国もございます。

障害者をどう見るかに、次のような例え話があります。ピアノ演奏会場での演奏者とピアノと聞き手の3者です。演奏が始まり、ピアノにふぐあ

いが見つかった。この部分が障害者に当たるのかなと思うんですが、演奏者は演奏を中止せず、最後まで演奏し続けます。

結果、よくない演奏だったなとする人と、ピアノがふぐあいだけで、演奏者のそれまでの努力、手法は素晴らしいとする人に分かれます。私たちは後者のように、障害者を思う心を養いたいものであります。

相模原市の事件は、ピアノのふぐあいを通し、演奏者を殺傷してしまった障害者への無理解がきわまって起きたものと報道されております。市長の所見をお尋ねいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 私の所見ということでございます。

障害者、ハンディキャップを持つ方々の例えということでございますけれども、私も玉野議員と同じように、そういった気持ちを持ちたいものだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） 障害者に見る目、心というのは、なかなかこういう世知辛いというか、スピードが速い時代には1対1で人の心情まで深めるといって心養うのはなかなか難しい時代に入ったなと思っております。

(2)の再質問を行います。

庁舎建設の延期に当たり、市長は東京オリンピックを見据え、資材高騰が予想されると発言されておりました。市民の期待も東京オリンピックまでとまるのか。

東京オリンピックのスタジアム建設設計は、当初、ザハ氏のデザインでございました。現在、隈研吾氏の事務所に移り、隈研吾氏はスタジアムの

建設に当たり、周辺、環境との調和、日本の伝統工芸、技術、木材を使う等を基本とするとしております。完成後、このスタジアムを見た多くの人たちは、この建築を通して隈氏の意図する意識変化は相当大きなものになると思います。たまたま、きょうの下野新聞で、山手線の新しい駅をつくるに当たり、同じく隈研吾氏の木造でデッサンするという記事がございました。

ヨーロッパ、スイス、チューリヒでは木造7階建てが完成し、使用されております。オーナーのタメディア社は企業指針をあらわすため、木造にしたとのこと。設計は日本人の坂茂氏です。坂氏は、木造建設は耐火性、耐久性、建築コスト、ランニングコストはセメント、鉄鋼づくりにまさり、環境、特に地域密着型が地域に新しい仕事と雇用を生むと話されております。

また、建築は芸術の総合体だとも言われます。これらから、新庁舎は当然、栃木県北を代表する建築に位置づけられます。各分野から広く情報を集め、市民ともども未来を切り開き続けられる新庁舎建設の構想を出していただきたいと思います。

再度、市長は、新庁舎について、市民の皆様と検討されるとのことです。木造建築建設に対する所感を再度、市長、所感をお願いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 新しい庁舎について再質問がございましたが、木造建築に関しましては、以前に県産材の積極的な利活用に関する要望書というのを市でいただいているようでございます。県内の森林組合連合会という団体から、ぜひ県産材を使ってくれというようなお話をいただいているところでもございますし、また庁舎の基本構想を取りまとめていく過程の中で、新しい庁舎、まずはシンボリックなもの、そして利便性が高いもの、そ

して防災に高い意識を持ったもの、それからまちづくりの中心となるべきもの、そして庁舎として情報発信ができるもの、地元への愛着、そういったものも含めた上で、いろいろ考えてはいかかなというふうな話もあったようでございますが、これから新しい庁舎の建設に当たりまして、全てを木材でというわけにはいかないとは思いますが、ある部分的なものについては栃木県産材、そういったものを十分に活用した形のものがないかどうか、これからも検討をしていきたいというふうに考えます。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） 土地の木材を使うという市長の言葉ありましたが、青木に奈良美智さんの、着工されていますね、美術館。これに深くかかわった方が、奈良さんは青森の出身だということで青森のヒバを使えということ提言したそうですが、実際どうなるかわかりませんが、そういう自然材に使うという気運が随分高まってきたのかなということを感じます。

(3)の質問を行います。

高齢者外出支援タクシー券の交付が行われております。停止前と復活後、利用者の動向及び反応の声などはどのようなのがあるか、寄せられているか、お尋ねいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 高齢者の外出支援タクシーの利用につきましては、9月1日からの利用ということで、まだ1週間ほどしかたっておりませんので、申請の動向と、あとは申請時のお客様からのご意見とか、あとはタクシー会社からのちょっとご意見というようなところが少しではありますけれども、意見を伺っておりますので、そのあたりをご説明申し上げたいと思います。

まず、申請状況につきましては、平成24年度の8月末現在と今年度の8月末現在の申請件数について、ちょっと比較してみたいと思います。

前回、平成24年8月末現在では13.3%の申請がありました。今年度、28年の8月末では、現在のところ、7.3%の申請率ということで、申請率が少し落ちている状況でございます。

原因といたしましては、25年9月をもってこの制度が一時停止となっております、2年半ほどとまっていたということで改めて申請に、ちょっとまだ周知というものが十分に行き届いてはいないのかというようなところと、あとはやはり前回は同じような状況であったんですけども、特に同居をしている方の場合などにつきましては、勤めている場合には就労証明書、そして自営の場合には就労申し立て書とか、あとは施設に入っているとか、障害があるというような方につきましては、それぞれの証明書、診断書等が必要となるということから、そのあたりの書類をとるのに手間がかかっているのかなというようなことが考えられると思います。

実際に、申請の際に伺った声といたしましては、プラス面のところでは、通院に利用ができて助かりますというような声とか、あとは、今度は遠くの店で買い物ができるのでありがたいというようなお声をいただいております。

その一方で、やはり申請書、これをもっと身近なところで入手したいというようなところで、そういう声を伺っております。改めて申請書を取りに来て申請をするというようなことが、やはり手間がかかるというようなことだと思います。

もう一つは、やはり今もお話ししましたが、就労証明書を添付するのが非常に大変だというような、そんな声も聞いております。

以上、動向と市民のお声ということで、お答え

を申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） 外出支援タクシーの声として、通院にとか買い物にとか、声が寄せられておりますが、これらのことは市民に知らせるべきだと思いますが、その手法を考えておられるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） この高齢者外出支援タクシーが通院や買い物に利用できるということの周知につきましては、一般的には広報などでも7月20日号で特集を組んでお知らせをしたところでございますけれども、あわせて、地域の地域包括支援センターの方とかケアマネジャーの方、そして民生委員さんの方、そういう方たちのお力もかりまして、個別的に訪問をして説明をしたということと、あとは老人会とか公民館等の教室に来ている方、そういうところでもやはりチラシをお配りいたしまして、この申請の周知については図ってきたところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） 生活保護者のことをちょっとお聞きしたいんですが、なかなか生活保護を受けるとなると、人づき合いとか社会に思いつ

って出るということがなくなるんじゃないかと思うんですが、分断社会を終わらせたいとする財政学の若手の人ですけれども、井出英策氏は、日本の自殺者は生活保護を受けている方が多いという分析をしているんですね。

当市の生活保護申請者、相談者の動向、昨日だったでしょうか、あったと思いますが、動向をどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 生活保護の申請者の動向というところかと思いますが、昨日お答えを申し上げましたけれども、改めてちょっとお話をさせていただきますと、平成25年、6年、7年の3年間の実績について申し上げますと、25年度が申請が160件、26年度が178件、27年度が159件、この3年間、基本的にはほぼ横ばいというような状況でございます。これにつきまして、分析といいますのはなかなか簡単にはできなところなんです、ちょっと一つの目安といたしまして、やはり生活保護を受ける場合には、非常に健康問題ともう一つは就労がなかなかつかないということで、そういうところから経済的に困窮するというような原因がありまして、1つ言えることは、ハローワークでの有効求人倍率、このあたりが比較的栃木県、そして黒磯のハローワーク、そして大田原のハローワーク、こちらのほうでの有効求人倍率がことしの7月現在では、黒磯のハローワークが1.09、大田原が0.90ということで、結構限りなく1に近いというようなところで、比較的求職につきやすいような状況にあるということで、生活保護の相談というところが横ばいになっているのではないかなというところです。

あと、もう一つなんです、これは昨年度から始まりました社会福祉協議会のほうに委託をして

おります生活困窮者自立支援相談事業というものがあまして、そういうところで事前に生活保護の相談に至る前のいろいろな生活のアドバイスとか、そういうところによって、多少申請が横ばいの状態なのではないかなというふうには分析しております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） 昨日の答弁の中に、世帯数がふえていると聞こえたんですが、それは個人化というんでしょうか、家族が少なくなっているんじゃないかなと推察されるんですけれども、それについては結構でございます。

青木のホースガーデンについてお聞きします。

利用者の声は、昨日やっぱり教育部長の答弁でお聞きしました。開設されるまでは使っていなかった施設ですが、市民に使えるようになり、答弁の中には障害を持った子とお母さんのやりとり、障害の子どもは自分から身を乗り出してという、新しい世界をつくっていつていると聞こえたんですね。

分断という言葉を使いましたが、次第次第にこういう社会に向かっているのではないかなと私は思っています。日本は成熟化した施策を取り入れるべきだという声もあります。開設前に、日本獣医生命科学大学の松木洋一先生は、この施設は障害者のホースライディングのアジア大会が開けるよと言っておりました。このような大会に向かっても、ホースガーデンが活用できるのではないかと思います。それらとその実績を含めて広く市民に周知すべきだと思いますが、その手法を含めた所感をお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 青木のホースガーデンに

つきましては、最初の答弁にもありましたように、基本的には子どもたちの情操教育であるとか、いわゆる障害を持たれている方の機能回復のための動物介在療法であるとか、また介護予防にも効果があるとか、いろいろなお話がございます。

当初設置をし、現在利用を進めているものにつきましては、まずそれを主に取り組んでいきたいということでございますので、ホースライディング、障害者の方のアジア大会とか、そういった部分の開催については、できれば民間の施設を活用いただき、所期の目的をまず進めていければというふうに教育委員会では考えております。

また、その辺も含めて広く市民の方に周知ということですが、現時点ではホームページであるとか広報紙、また定住促進に関するパンフレットの中にも青木ホースガーデンの記事なんかも載せさせていただいております。できるだけいろいろな機会を捉えて、広く周知には取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） 施設の立派さについて、そういう言葉を使わせてもらいましたけれども、大会ということで、我々五峰クラブ、いろいろな施設を見て、また話を聞いてきました。その中で、宇都宮の平出で、関東大会ということで各施設の障害の方とお母さんとサポートが集まって、そういう大会をやっていました。非常に印象深かったものですから、それを踏まえてこの立派な建物がよりということでお聞きしてみました。

(4)に移ります。

ビオトープをつくり、生態系を学ぶ活動は、日本では財団法人日本生態系協会の運動が知られております。その団体の活動について、市はどのような情報、認識を得ているか。知っている範囲、答えられる範囲で結構ですが、お答えいただきたい

と思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 日本生態系協会については、存じ上げております。この協会につきましては、自然と共存する自然豊かなまちを目指して活動する公益財団法人でありまして、持続可能なまちづくりに関する提案活動、それから調査研究、普及啓発などを行うシンクタンクであるというふうに認識をしております。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） ホースガーデンのとき、大会という言葉を使いましたけれども、この生態系協会でも全国の幼稚園、保育園、それから各種グループが行っているビオトープ、これを大会という形で募集して発表しているという運動を毎年やっているんですね。かなりの情報を持っておりまして、情報のもとヨーロッパ、特にドイツとの交流で知見を深めていったということをお聞きしております。ぜひシンクタンクの要件を持っておりまして、交流していただければなと思っております。

那珂川河畔公園の上流、鳥野目で、数年前より外来種のウチダザリガニが、すごく大きい、紫というんですか、緑というんでしょうか、見られているという情報が寄せられておりましたが、さきの調査では多数生息していることが確認されております。と同時に、貴重なギバチ、ジュズカケハゼが見られます。調査の結果をお知らせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 特定外来種のウチダザリガニ、これにつきましては鳥野目河川公園内の水路に生息しているという情報を得まして、こ

としての5月19日から21日の3日間、調査を行いました。

調査は、市とそれから市の附属機関であります動植物調査研究会、この委員の皆さんと一緒に調査を行いました。

調査の結果、74匹ほど捕獲をいたしまして、大きいものと20cmを超えるウチダザリガニが捕獲できました。かなりの数のウチダザリガニがその鳥野目河川公園内に生息しているという調査結果が出たところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） このウチダザリガニがどこから来たかというのは、毛頭わかることではないですけれども、持ち出してはいけないということは周知できると思うんですよね。外来種をそこに生息しているところから持ち出してはいけないということは、小学校、中学校を通じて大人も一緒に学ぶべきじゃないかなと思っております。

市内小学校でビオトープづくりに取り組んだ歴史がありましたが、児童数の減少、学校行事、教職員の仕事の重複などで活動を続けることが大変なようでございます。当然生き物に触れる機会が減っているものと思います。これらから、各学校、児童が共通で学べ、体験できる場所づくりが必要だと思います。また市内では、植物調査や動物調査、昆虫調査グループ等が活動され、活動の一端はレッドデータづくりにつながっております。それぞれの持ち味を一体化し、結節点として那珂川河畔公園をビオトープの概念を取り入れた活動の場としてはいかがだと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 那須塩原の持つておりますこの豊かな生物、動植物の多様性、これを守り育てるためには、あるいは次世代に引き継ぐ

ためには、議員ご指摘のとおり、市民とそれから関係団体、それから市、これらが連携して一体となって取り組んでこそ、人と自然が共生するまちづくり、これができるものと認識をしております。

那珂川河畔公園をビオトープの概念を取り入れた活動の場とするかどうかについては、繰り返しになりますが、既に活動している市民団体がいらっしゃると思いますので、その方たちとよく協議しまして、専門家等の意見も取り入れながら、今後研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

○22番（玉野 宏議員） 私の質問を結んでいきます。

東京オリンピックの遺産として、心のバリアフリーの提言をまとめられました駒村康平氏は、ハードのバリアフリーは大人でも気がつくが、心のバリアフリーの学びは大人ではなかなか受容できない。心の柔軟な子どものときにこそ身にできる。子どもの学びを通して親が学べる。それも一つの狙いだと話されておりました。

分断という言葉も使いましたが、国政を担う安倍首相の政策を経済学者水野和夫氏は次のように指摘しております。この20年近く成長戦略がこの国の政策の基本となっていたが、一向に成長していない。21世紀以降、小泉純一郎内閣の骨太の方針や安倍晋三内閣のアベノミクスの基本方針である「改革なくして成長なし」がそもそも間違っている。この国の成長戦略には主語が欠けている。誰が成長しているかという、株主が成長しているにすぎない。しかも、株主のうち半分は外国人投資家が占める。そもそも成長戦略が成功するとは、失われた20年の間に低下し続けた実質賃金の下落に歯どめをかけ、最終的には将来の不安を取り除くことができるべきであろうとしております。

日本のトップが人口減少の進む中成長戦略をと

り続けることは、若者にさらに格差を生み続ける
だろう。私はそう思います。市長は、市、県、国
と発言されております。連日の答弁を通して市民、
生活者の安心安全を願っておられることは重々伝
わってまいっております。

市、県、国の言葉遣いが一面的にとられない
ように、誤解されないように、それゆえにもこの
市が人と自然と未来を担う若者、子どもたちに優
しく、ともに生きるまちづくりを進めていただい
けるよう願っております。

以上、私の一般質問とします。終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、22番、玉野宏議
員の市政一般質問は終了いたしました。



◎散会の宣告

○議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は
全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時28分